

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>湖沼の暫定目標については、措置済み。「湖沼のCOD並びに窒素及び燐の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水第20号)に基づき、湖沼水質保全計画に水質目標が定められた項目については、都道府県の御判断により、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」に基づく暫定目標の見直しを行わないことが可能。</p> <p>湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示29号)については、「可能な限り」「検討の対象とする」「必要に応じて」等、柔軟に対応いただけるような記載ぶりとしており、現行の方針においても事務負担の軽減は可能。各地方公共団体においてそれぞれの実情に応じて対応願いたい。</p>	<p>「湖沼のCOD並びに窒素及び燐の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水第20号)は、平成17年の湖沼法改正前(5年ごとの計画策定が法で義務付けられていた時期)に発出されたものである。計画の水質目標と実質的に同一の機能を有する暫定目標について、計画の水質目標とは別に暫定目標の見直しの手続きをとることを要しないとしているものであり、おおむね5年ごとの見直しそのものを不要としているものではないとも解釈されるため、今回の提案をしている。については、計画に水質目標が定められた項目は、計画期間にかかわらず、都道府県の判断により、おおむね5年ごとの暫定目標の見直しを行わないことが可能であることを明確化する通知の発出等をしていただきたい。</p> <p>児島湖では、近年、計画に掲げた各種対策による水質改善が頭打ち状態になりつつあり、また、今後も大幅な汚濁負荷量削減の見込みもないため、5年という期間ではこれらの各種対策の評価や効果の検証が難しくなってきた。については、現行の基本方針の「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」の箇所について、都道府県の判断で評価及び効果の検証の時期を柔軟に設定できるよう、「適切な時期に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」に改めるなど、当該箇所の見直しを検討していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 湖沼水質保全計画について、地域の実情に応じ、より柔軟な策定が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>新型インフルエンザ等は、全国的かつ急速にまん延するおそれがある感染症であるが、こうした感染症に的確かつ迅速に感染防止対策を講じるには、広域的な対応が必要である。</p> <p>そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき(第18条第2項)、具体的な措置については、広域自治体である都道府県が一元的に実施するという役割分担の下で対策を実施していく仕組みとしており、休業要請等の権限も都道府県知事のみが有することとしている。</p> <p>国としても、引き続き、都道府県が地域の実情に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止重点措置を講じることができるよう、都道府県と連携し対応してまいりたい。</p> <p>また、指定都市が都道府県と密な連携をとれるように、引き続き都道府県への指導もしっかりとしてまいりたい。</p>	<p>固有の保健所、衛生研究所、救急隊や公立病院等充実した医療資源など、感染症対策に大きなポテンシャルを持つ指定都市の権限強化等による機動的かつ柔軟な対応こそが、全国的な感染拡大の迅速な抑え込みと感染者の早期回復に寄与し、社会・経済活動のいち早い再生に資するものと考えている。</p> <p>現在、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、広域的な対応が必要として、国の方針に基づき、具体的な措置を広域自治体である都道府県が一元的に担うことになっているが、特に大都市部においては感染拡大のスピードが速く、感染者数自体も膨大に上りかつ幅広い年齢層にわたることから、地方以上のより一層の機動的かつ柔軟な対応が求められるところである。</p> <p>特に、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設が集中する指定都市においては、現行法制下では、市有施設等は所有者たる市の判断と責任で休業が可能であるが、民間の類似業種・施設等における休業要請の権限は都道府県知事に留められていることから、本市から一律の対応を求めることはできず、迅速かつ十分な感染拡大対策を講じるにあたっての大きな支障となっており、感染拡大を十分に抑止できていない。</p> <p>市内に民間事業者と類似する市有施設を多数有する指定都市においては、市独自の権限に基づく判断と責任のもと、市有施設と同様に機動的かつ柔軟に休業要請等を行うことができれば、感染流行の早期の収束と社会・経済活動のいち早い再生が可能となるため、希望する指定都市市長に休業要請等の都道府県知事の権限を移譲可能とする法整備が必要である。</p>	<p>【川崎市】 感染防止対策を行う上で、広域的な対応が必要な場面において、調整役として広域自治体である都道府県に入って頂くことが必要な場面はあると思われる。ただし、それはあくまで『調整役』としてであり、当市のように都県境に位置する政令指定都市においては地域の実情に即した、より迅速で効果的な感染防止対策を行うためには、権限等を指定都市市長に委譲して頂き、指定都市が主体となって対策を講じることが必要であると考えます。</p>	<p>【全国知事会】 新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲については関係する都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
76	名古屋市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、熊本市	新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲	新型コロナウイルス感染症の対応に関して、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。))における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。	感染症法により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、当市は県に対し早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。第5波において、県に対し特措法に基づく酸素ステーションの早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎてからの設置となり、また、酸素ステーションへの重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整もできていなかったことから、十分に利用されなかった。県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかったため、対象が入院患者に限定されている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を十分に行えなかった。	感染拡大のスピードが速い都市部での感染者急増に備え、宿泊療養施設の早期設置が可能となる。市域内に多数のホテル等を有する指定都市が宿泊療養施設の設置を担うことにより、県・指定都市が役割分担しながら機動的な軽症者対応が可能となる。指定都市による臨時の医療施設の提供を可能とすることで、酸素ステーションについて臨時の医療施設として、より早期の設置が可能となる上、消防救急隊との調整等、他の必要な措置も含め指定都市が一貫して対応することができ、県の負担軽減にもつながる。状況に応じ、指定都市自らの判断で宿泊療養施設や酸素ステーションを臨時の医療施設とすることができれば、入院を要する投薬治療等の実施が可能となり、患者の搬送先を確保することができる。	内閣官房、厚生労働省	川崎市、浜松市	—
78	足利市、田布施町	地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	支障事例① ウェブ会議や、庁内ネットワークの無線化、押印の見直しを進めたことにより、書類をプリントアウトすることが着実に減ってきている。そこで、機器更新のタイミングで、各ネットワーク系統のプリンタを統合し、プリンタ・複合機の台数を削減することを計画している。しかし、ガイドライン上では、マイナンバー利用事務系とLGWAN接続系は統合できることになっているが、インターネット接続系のプリンタ・複合機との共用は認められていないため、インターネット接続系のプリンタ・複合機が別に必要となってしまふ。 支障事例② 各フロア、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機の集約を進める中、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署には、職務に応じたネットワーク系統のプリンタを1台設置している。しかし、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署は、ネットワーク系統を問わず、他者の目に触れることがふさわしくない資料があるものの、職務に応じたネットワーク系統以外の印刷は、各フロアの集約されたプリンタや複合機に行っている。特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署において、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機を設置することは、導入及び保守コストの面で、困難な状況が生じている。	マイナンバー利用事務系(基幹系)、LGWAN接続系(情報系)、インターネット接続系のプリンタ及び複合機を1台に統合することで、設置する機器の台数を削減できる。利用頻度が少ないプリンタを出先機関ごとに用意する必要がなくなり、プリンタのリース料、保守料、消耗品費等のランニングコストの他、電源及びLANの配線や設定変更に係るコスト、不具合発生時の対応、設置場所の確保等、多くの無駄を省くことができる。また、各プリンタが特定の系統のみしか出力できない場合は、そのプリンタが故障すると関連する業務ができなくなってしまう。窓口で基幹系のプリンタを使っている出先機関等では、例えば各系統1台ずつで計3台あったプリンタを、3系統が使えるプリンタ2台にすることで、1台が故障しても全ての業務を継続できるようになり、住民サービスの向上につながる。さらに、プリンタの台数が減り、最寄りのプリンタまで遠くなることから、ペーパーレス化の促進効果も期待できる。	総務省	川崎市、八幡浜市、熊本市	○認証印刷機能等により、セキュリティを担保しながら、複数ネットワークのプリント機能を集約することが可能であるため、対応を求めたい。 ○プリンタへのアクセス制御やエンドtoエンドの暗号化、セキュアプリント機能の利用等のセキュリティ対策を講じることを前提に制限を廃止するべきである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>新型コロナウイルス感染症対策においては、都道府県のほか、保健所設置市区において、行政検査、入院勧告や自宅療養者の健康観察等を行っていただく中で、国と自治体が連携して対応してきた。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療提供体制の確保等については、広域的な観点が必要であり、都道府県が大きな役割を担っている。</p> <p>宿泊施設については、新型コロナウイルス感染症の患者の病状や、県内全域の感染者数、医療提供体制の確保の状況等を踏まえつつ、広域的に調整することにより、過不足なく効率的に確保できると考えられることから感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第7項において、都道府県知事が必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととしている。</p> <p>一方で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）」（令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししているとおり、本規定によって指定都市を含む保健所設置市区において自ら施設を確保しようとするのは一義的に妨げられるものではなく、都道府県と保健所設置市区の合意の上で、保健所設置市区が宿泊施設の確保を行うことは可能である。</p> <p>保健所設置市区においては、必要に応じて都道府県との間で調整・連携して対応いただきたいと考えている。</p> <p>臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の2第1項の規定において、新型インフルエンザ等緊急事態において、多くの感染者及び死亡者が発生することが想定されることから、こうした事態に的確に対応すべく、比較的広域的な性格を有する都道府県知事に対し、臨時の医療施設において医療を提供する責務を有することを示すものである。</p> <p>一方で、都道府県が臨時の医療施設を開設し、同条第2項の規定に基づき当該施設の運営を市区町村に委託することは可能であり、実際に都道府県が設置した臨時の医療施設について市区町村が運営しているケースもある。</p> <p>また、昨今の新型コロナウイルス感染症の対応においても、令和2年5月に神奈川県で臨時の医療施設を開設以降、ピーク時には33都道府県で82施設（6,270人分定員）が確保されたと承知している。（別紙あり）</p>	<p>（軽症者宿泊療養施設について）</p> <p>感染拡大の始まりとそのスピードが速い大都市においては、入院治療の必要がない軽症者等をできる限り早期に大規模かつ確実に隔離することが必要である。</p> <p>現行法制においては、宿泊療養施設の確保は都道府県の義務とされていることから、設置にかかる国の財源措置が都道府県のみになされており、保健所設置市たる指定都市が宿泊療養施設を確保するためには、「都道府県と保健所設置市区の合意」がなければ設置が事実上不可能であり、指定都市が迅速な設置を行う上で支障となっている。</p> <p>大都市では感染拡大のスピードが速く、宿泊療養施設の設置には地域との調整も必要であることから、市域内に多数のホテル等を有し、かつ地域住民と深い関係を有する基礎的自治体である指定都市が、権限に基づく独自の判断と責任のもとで迅速に設置することができれば、広域的な感染拡大抑止と医療提供体制の維持が可能となる。</p> <p>（臨時の医療施設について）</p> <p>大量の感染者に医療を提供すべき大都市においては、感染者の搬送先を確実に確保し、迅速な治療を開始することが必要である。</p> <p>現行法制においては、臨時の医療施設の開設は都道府県のみで権限とされており、市区町村は運営のみ受託が可能とされていることから、都道府県に開設を要請し、調整する必要が生じるため、市区町村が自ら開設することは不可能であり、地域の感染状況に応じた迅速な感染防止対策を行う上で支障となっている。</p> <p>軽症者宿泊療養施設や酸素ステーションが設置される指定都市が、権限に基づく独自の判断と責任のもと、臨時の医療施設を迅速に開設・運営することができれば、重症化の抑制と早期の回復による医療提供体制の維持が可能となる。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲については関係する都道府県の行う感染症対策に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求めらる。</p>
<p>「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。</p> <p>各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。</p>	<p>関係府省からの第1次回答については、提案事項について、現行ガイドラインの運用の中で十分対応可能であると理解している。</p> <p>今後、最終回答を踏まえ、マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系とインターネット接続系のプリンタ・複合機の共用化について、3層分離の趣旨も考慮しつつ、セキュリティが担保できる方法で情報セキュリティポリシーの見直しを行い、適切に対応して参りたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
79	山都町 【重点12】	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。	【現行制度について】 事業主は「移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要がある。」ことが求められているものの、訪問介護の介護報酬は、「サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して包括的に単位設定している。」とされており、必ずしも移動時間の取扱いが明確になっていない。 【支障事例】 当町のような中山間地域においては利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといったケースがある。当町の地域では、特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算が該当しない地域があり、全ての事業所が加算を算定できているわけではない。 【制度改革の必要性】 都市部のように車を使わず、利用者宅をはしごできるような環境であれば、利用者を多く獲得し報酬を得ることも可能だが、当町のような中山間地域では、利用者宅までの移動時間や待機時間の方が嵩むといった現状であるため、事業所がやむなく、サービス提供を断るといったケースが生じている。このため、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性が危ぶまれていることから、馴染みの環境で適正な介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進の観点からも、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 中山間地域の在宅介護を支える事業所にとって、訪問介護に係る移動時間が報酬の中で適正に取り扱われるよう介護報酬単価等を見直すことで、中山間地域における訪問介護サービスの実情に沿った対応が可能となり、当該サービスの安定性の確保に資すると考える。	住み慣れた我が家で、最期まで暮らすために必要な在宅サービスが切れ目なく提供できる。住む地域によるサービス格差を是正する。	厚生労働省	別海町、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県	○中山間地域に介護サービス事業所が少なく、市の中心部から訪問サービスを提供しなければならないため、効率的な介護保険事業運営が困難である。移動時間を理由にサービス提供を断るケースもある。 ○当市においても、中山間地域において利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になるケースがある。そのため、移動距離が長く時間がかかり事業所への負担が大きい。
80	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち中間サーバーに対する補助金を見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようにしてほしい。	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助金について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようにしてほしい。	中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LISが構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LISが取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。 また、地方公共団体から申請等を行う際の添付資料は、J-LISから送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類はJ-LISから入手できる。 なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改(令和元年度～令和3年度)についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次回の再構築の際にも今回と同様の支障が発生するのではないかと危惧がある。(過去にも平成26～28の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支障あり)	各自治体が個別に申請する必要がなくなることで、事務負担の軽減が図られる。	総務省	岩手県、花巻市、宮城県、富士見市、山梨県、大垣市、刈谷市、豊田市、常滑市、京都市、広島市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎市	○当県においても、補助金交付申請や実績報告、請求書の提出など、各市町村の提出状況等の進捗管理等を行う必要が生じており、必要以上の事務負担が発生していることから、スキームの見直しが必要であると考え。
81	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 【重点13】	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	国民健康保険法施行規則第13条第2項を改正し、生活保護の開始等を公簿等により確認できる場合については、世帯主による被保険者の資格の喪失届出を省略することができるようにする。	生活保護受給を開始した受給者の国民健康保険の資格喪失について、現在は、受給者が属する世帯の世帯主が、住所を有する市町村に届出することとなっているが、世帯主が手続きを忘れていた事例がある。届出を失念したままの場合、国民健康保険の有資格者のままとなるため、国民健康保険税について引き続き課税されたままとなる。また、有効期限のある保険証を持っているため、間違えて医療機関を利用した際、療養費等の関連で手続きが発生し、事務負担となっている。	届出の省略を可能とすることにより、届出に係る住民の負担を軽減し、市町村においても、国民健康保険の資格管理及び国民健康保険料の課税事務の適正化・効率化を図ることができる。	厚生労働省	伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間の取扱いを始めとする法定労働条件の遵守については、労働基準監督機関において、関係事業者に対する説明会の実施等により、その周知徹底を図ってきたところである。また、令和2年3月30日には、地方自治体の介護保険担当部門に対して事務連絡を发出し、訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知を図ったところである。この点、介護報酬については、サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して設定することとされており、訪問介護における移動時間は、原則として当該労働時間に該当することとなっている。</p> <p>加えて、中山間地域など人員・設備等の基準を満たすことが難しい地域においては、当該基準を緩和した基準該当サービス等の提供が可能であるほか、出張所を設けるなど移動効率を高めるための配置の工夫もなされるところである。</p>	<p>介護報酬は介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案したものであり、その費用には訪問介護における移動時間も労働時間の一部として含まれるとのことであるが、都市部と中山間地域等では、事業所から利用者宅への移動時間に大きな差があり、介護報酬ではこのような平均値を大きく外れる地域特性は評価されないと云わざるを得ない。こうした地域特性の違いは、介護報酬の中でどのように扱われることになるのか、考え方を明確にお示しいただきたい。</p> <p>回答にある出張所を設けるなどの配置の工夫は、実態として事業所の新規立ち上げと何ら変わらず、人員確保や立ち上げに係る経費の捻出など、当町のような経営体力が厳しい事業所には困難である。また、人員・設備基準等を緩和した基準該当サービス等の提供に関しては、人員・設備基準等が一時的に確保できないことによる事業所の休廃止を防ぐ場合や、地域の実情に応じた基準等とすることで新規参入者のハードルを下げる場合には有効と考えるが、今回の支障事例である中山間地域等では、事業所から利用者宅への移動時間の方が嵩むという点は、これらによって移動時間に係る課題を根本的に解決できるものではない。</p> <p>当町には、住み慣れた自宅等で介護サービスを受け暮らしていきたいという高齢者が多く、この声を何とか大事にしたいと考え、行政だけでなく事業所も含め、強い使命感の下、限られた資源で瀬戸際のところで頑張っている状況である。こうした中山間地域等における訪問介護の移動時間について、実態調査により丁寧に状況を把握し、地域に根ざした事業所が末永く事業継続できる制度設計をいただくよう強く願う。</p>	<p>【柏崎市】 経営的、人目的に余裕のない事業所が大多数であるため、中山間地域への出張所の配置の工夫は現実的でない。</p> <p>また、移動時間は労働時間に含まれており、介護報酬はこれらサービスに要する平均的な費用を基に設定されているとのことだが、サービス提供時間より移動時間が多いような中山間地域においては、この介護報酬が実際の費用に見合っていないのが実情である。こうした中山間地域特有の状況も踏まえた介護報酬の設定を要望する。</p>	<p>【全国知事会】 移動時間は原則として労働時間に該当するものの、介護報酬はあくまで平均的な費用を元に設定されるとすると、介護事業者にとっては長い移動時間賃金は払わざるを得ない一方で、その分の収入は入らないことと考えられる。指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による委任を許容するべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>いわゆる自治体中間サーバーは、地方公共団体が番号法に基づく情報連携を行うに当たって、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存及び管理し、情報提供ネットワークシステム並びに住民基本台帳システム及び地方税務システム等との情報の授受を仲介するために設置されているシステムであり、法令上の整備主体は地方公共団体である。</p> <p>地方公共団体情報システム機構は、あくまで地方公共団体からの委託を受けて中間サーバーの構築・整備を行っているものであるから、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領」においては、中間サーバーの企画・開発費及び設備費について、総務省からの当該補助金の交付先は、地方公共団体情報システム機構ではなく各地方公共団体としてきたところである。</p> <p>現時点で今後の中間サーバーの更改等について決まっていることはないが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理のあり方については、御意見も伺いつつ、事務負担にも配慮して検討したい。</p>	<p>法令上の整備主体は地方公共団体であるため、地方公共団体情報システム機構によらず独自に開発する方法もあるが、要件が非常に厳しいため、実態として、全ての地方公共団体が地方公共団体情報システム機構に委託しているところである。</p> <p>また、当該補助金の交付先は各地方公共団体となっているが、地方公共団体情報システム機構法第1条及び第22条第7号により、補助金申請関係の事務を委託することも可能であると考えられる。以上のことを踏まえ、本提案は地方公共団体の行政事務の合理化を目的とするものである点をご理解いただき、地方公共団体情報システム機構と連携し、是非見直しを検討いただきたい。</p>	<p>【豊田市】 補助金等の事務処理のあり方については、地方自治体の事務の効率性を向上させる観点からも非常に重要なことだと認識しているため、地方自治体の意見も聞いていただき、事務負担軽減が進むようご検討いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>国民健康保険においては、資格管理の適正化や保険料(税)収納の円滑な処理を行う観点から、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(平成4年3月31日保発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知)において、転居等により現住所に不現住の者については、現地調査を経て被保険者が転出・転居していること等の一定の要件を満たす場合には、職権による資格喪失を認めているところである。</p> <p>このため、国民健康保険担当窓口において、生活保護の受給を開始した者の資格喪失の届出に係る事項を確認できる場合には、職権による資格喪失も可能と考えられるため、提案の実現に向け、市町村の実態を把握しつつ、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>第1次回答のとおり、国民健康保険においては、資格管理の適正化や保険料(税)収納の円滑な処理を行うことが国保運営において重要となっているが、現状として、国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始した場合、資格喪失に係る届出までに一定の期間を要している。また、後期高齢者医療制度においては、被保険者が生活保護受給者となる場合、公簿等により届出で記載すべき事項を確認できれば資格喪失に係る届出は不要とされている。</p> <p>本提案が実現すれば、資格管理等の事務処理が円滑に行えるだけでなく、被保険者の届出等の負担も軽減される。</p> <p>昨今、生活保護受給世帯数が増加傾向であることを踏まえ、早期の措置の実現をお願いするとともに、そのための検討スケジュールや具体的な進め方をお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 事務負担軽減が期待できるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえて適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
82	砥部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること	生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。	「令和2年3月31日付け社援保発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅においては原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を還付する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法を明確に定めてほしい。	公営住宅の家賃徴収に係る事務負担の軽減と、安定した家賃回収によるセーフティネット住宅の拡大が図られる。	厚生労働省、国土交通省	千葉県、松本市、半田市、広島市、大牟田市、芦屋町、熊本市	○当市では身元引受人がない市営住宅入居者に対してNPO団体を紹介して、NPO団体の審査に通れば身元引受人でない方でも受け入れが出来るような取り組みを行っている。しかしそのNPO団体を利用する場合生活保護で代理納付をしていた方は制度の都合上、代理納付が不可能になりNPO団体を通して支払いをしなくてはならなくなる。その際に保護課からの通知が十分でないことがあり代理納付なのか不明で業務に支障をきたすおそれがあった。
83	宮城県、山形県、埼玉県、静岡県、石巻地区広域行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化	不動産登記令第7条第1項第1号に基づく代表者の資格を証する情報について、一部事務組合等が所有権移転時等の登記手続を行う場合に必要となる添付書類及びその調製方法を法令、通知等で明示すること。	【現行制度について】 一部事務組合及び広域連合は、総務大臣又は都道府県知事の許可により設立するものであるが、これらの団体が所有権移転等の登記手続を行う際に、当該団体の「名称」、「所在地」及び「代表者(管理者等)」について許可権者である県知事の証明書の提出を求められている。 【支障事例】 当該証明事務を県知事が行う根拠が不明確であるため、事務決裁過程において都度支障が生じている。また県内の他団体では、証明書の添付を求められていない事例もあり、法務局毎に対応が異なる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 「名称」及び「所在地」について地方自治法上届出義務がある「規約」を根拠に証することはできず、「代表者(管理者等)」は「規約」を根拠に証することはできず、また根拠資料の具体例について国からの見解が示されていないため、許可権者の証明書の発行手続に苦慮している。 【支障の解決策】 特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の登記手続に関する許可権者による証明手続の必要性をあらためて検証するとともに、必要性がある場合も当該事務を行う根拠が不明確な点が事務決裁過程において支障となっていることから、許可権者が代表者をどのように確認すべきかも含めて整理し、その旨法令、通知等で明確にし、併せて法務局毎の取り扱いを統一すること。	総務大臣又は都道府県知事による代表者の確認手続の明確化(根拠化)により事務手続の明確化及び効率化が図られる。 法務局(登記官)による手続の差異が無くなり事務手続の事前準備等が可能となり、関係者間でその都度対応協議する必要性も解消され、事務の簡素化及び効率化が図られる。	法務省	北海道	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住宅扶助の代理納付に関する生活保護担当部局と住宅部局との情報共有のあり方は、現状においてもそれぞれの地方自治体において様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられることから、各地方自治体の実情等に応じて対応することが適当であると考え、生活保護担当部局と住宅部局で情報連携を行うよう通知する等の対応を検討したい。</p>	<p>情報共有のあり方について、「様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられる」とあるが、生活保護部局から住宅部局に対し、公営住宅の家賃の代理納付に関する情報共有が適正に行われず、家賃の重複納付やその反対の滞納等の支障が生じており、こうした現状をまずはしっかりとご理解いただきたい。また、共有方法については、生活保護部局と住宅部局(福祉事務所未設置の町村においては、都道府県と町村)において事前に調整した上で実施するよう規定すれば、各地方公共団体の実情に沿った対応を行うことが可能と考える。 以上を踏まえ、例えば両部局間において情報連携を行うよう通知等で周知することなど、上記部局間の情報共有のあり方について具体的に検討いただくとともに、検討スケジュールも併せてお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>本取扱いは、不動産登記令第7条第1項第1号に基づく「代表者の資格を証する情報」の添付を求めるものであり、提出された添付情報が当該法令の要件を満たすか否かは、登記事務を行う権限を有する登記官(不動産登記法第9条)が、案件ごとに適切に判断する必要がある。 本取扱いは特例的な取扱いを求めるものではなく、また、登記官から特定の書類を指定するものでもないため、通知等により必要となる添付書類等を明示することは困難である。</p>	<p>代表者の資格を証するという行為に関して、一部事務組合等については地方自治法に基づき届出義務等のある規約に代表者の選任の方法は明記されているが、選任された者については届出義務等は無く、代表者の資格の証明に関する取扱いが法定されていない。このため、実務上、知事が個別に資格証明を行っているが、法令等に根拠を持った手続きではない。不動産登記令に基づいて提出を求められる書類について、ルールが明確となっていないのは、行政手続きとして不透明であり、「特定の書類を指定するものでもない」とあるが、事務の効率化のためにも少なくとも添付書類及び手続きの流れを例示すべきだと考える。なお、一部事務組合等に関しては地方自治法で規定された地方公共団体をその構成員とする特別地方公共団体であって、内部の議決証明であっても一定の公的な証明力があるというべきであり、例えば都道府県知事の許可を受け、または届出を行った規約及び内部で代表者を選任したことを証する議決証明等を提出することで足り、必ずしも知事の資格証明が必要とまではいえないのではないかと思われるので、知事の資格証明の必要性についても併せて検証いただいた上で「代表者の資格を証する情報」の添付に関するルールをお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
84	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、塩竈市、丸森町、大和町、涌谷町、福島県	医療法に基づくエックス線診療室等の漏洩線量定期測定義務の見直し	漏洩線量測定は、エックス線装置の設置時及び災害等により建物が損傷した場合のみとし、施行規則に定められる半年に1回以上の定期的な測定を不要とする。また、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装置診療機器についても、設置時及び災害時の臨時の検査は必要とすつも、定期的な測定は年1回とする。	医療法施行規則第30条の22によって、病院等では、エックス線診療室等の漏洩線量測定(放射線が外部に漏れていないか壁の外で測定)を半年に1回以上行う義務があり、医療現場(放射線科)の負担(労力・金銭的)が大きい。また、都道府県知事等は、医療法第25条第1項の規定に基づき病院等に立入検査を行うこととされており、当検査では多数の検査項目の確認が必要であるため、実際に検査を行う保健所の負担が大きい。 【課題】 法令施行当時は木造の建物が多く、外部に放射線が漏れていた可能性があり、その安全確認のため必要だったものと考え、近年のエックス線診療室等は鉄筋コンクリート構造や鉛等を壁に埋め込んでおり、エックス線診療室等から外部に放射線が漏洩する可能性はなく、線量測定自体が形骸化して、科学的にもほぼ無意味な状態になっている。実際のところ、毎年の保健所の立入検査で全病院等の測定結果を確認しているが、法令上の基準を超える漏洩があったことは一度もない。 【参考】 医療法施行規則第30条の22 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後にあっては6月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。	病院への年1回の立入検査時に、医療法施行規則第30条の22の「エックス線診療室等の漏洩線量測定の測定結果」を確認しているが、病院の立入検査の検査項目は「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」により多数の検査項目が定められており、不要な検査項目を減らすことで、保健所や医療機関の負担軽減につながる。	厚生労働省	千葉県、山梨県、長野県、豊田市、滋賀県、熊本市、那覇市	○当市も、立入検査時にエックス線診療室等の漏洩線量測定を半年に1回以上行うことは負担があると現場からの声はある。
85	宮城県、登米市、涌谷町、山形県、広島県	災害時における薬剤師派遣行為の労働者派遣法等における扱いの明確化	災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為を、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)上の業とはみなさない運用とされたい。	令和2年度に県の災害薬事体制を整備するにあたり、自治体が薬剤師の支援活動先を指定する派遣フローの構築を試み、労働者派遣法等労働関連法令への抵触の有無を宮城労働局に確認したところ、当該行為が関連法令における「業として行う」にあたることから法に抵触する旨の指摘を受けた。 活動先を指定して派遣する場合は、労働者派遣法等に基づく許可又は届出が必要となるが、その条件等から現実的な運用とはならず、現状は、派遣する薬剤師に対して活動場所を指定せず、派遣要請があった地域を情報提供するのみの運用としている。 そのため、派遣される薬剤師の自由意志により活動場所が選ばれることから、複数箇所から要請があった場合には派遣される薬剤師が偏在する可能性がある。	災害時に、薬剤師が不足している薬局及び医療機関等に対し、許可又は事前の届出等を要することなく自治体が指定した活動先に薬剤師を派遣することができる。これにより、災害時の医療体制が適切に構築される一助となる。	厚生労働省	豊田市、大阪府、山口県、沖縄県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>医療法施行規則において6月を超えない期間ごとに1回測定を行うこととしております。この規定は、放射線審議会の「放射線障害防止の技術的基準の改正に関する放射線審議会の答申」を踏まえ、先に改正された法令との斉一性をはかりつつ定めたものです。</p> <p>また、本課題でご指摘いただいている、「科学的にもほぼ無意味な状態となっている」については、例えば、6月を超える具体的な期間や、測定を不要とする明示的なデータはありません。</p> <p>ご提案については、健康被害に直結する内容であることから、安全確保の観点から慎重に検討を進める必要があるとともに、他の法令への影響や他法令との整合性を慎重に考慮する必要があり、現時点の科学的知見からは、見直しを行うことは難しいと考えています。</p>	<p>医療法施行規則第30条の4において、エックス線診療室の画壁等の基準「その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようしゃへいすること」が定められている。この基準を満たすには、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年3月15日付け厚生労働省医政局長通知）の別表4～6にあるとおり、しゃへい算定の計算には「鉛」、「コンクリート」、「鉄」等の素材の使用が前提とされていることが伺えることから、実態として、これらの素材を使用せずエックス線診療室の構造設備の基準を満たすことは不可能である。本基準を満たす設備構造の近年のエックス線診療室から放射線が漏洩する可能性は限りなく低く、過去に漏洩があったという事例は当方も把握していない。もし万が一漏れたとしても、線量のレベルは毎時数マイクロシーベルトレベルであり、その管理区域の外側にいる人が受ける被ばく量は人体に影響を及ぼす線量に比べて圧倒的に低いことから、健康被害に直結することはないと考えられる。</p> <p>そもそも、現在の測定間隔（6月に1回）とされた科学的な根拠も不明であることから、まずはそのように規定した趣旨を科学的根拠も含め明確にさせていただきつつ、現在の実態に照らした測定の必要性を科学的に検証していただき、求める措置について改めてご検討いただくよう強く求める。</p> <p>なお、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器については、照射される放射線量がエックス線室に比べて桁違いに高く、漏洩した場合には人体に影響があるレベル（数シーベルト）であることから、年1回の漏洩線量測定は必要と考えている。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないもの」とされている。</p> <p>また、労働者派遣法上の「業として行う」とは、「一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行すること」をいい、反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるが、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定の上で重要な要素となるとされている。</p> <p>提案団体が検討している事業が労働者派遣事業に該当するか否かはその詳細をお聞きした上で、個別に判断する必要があるが、災害発生時に限ったものであり、かつ、営利を目的とするものでない行為については、一般的に「業として行う」ものと判断し得るものは少ないと考えられる。</p>	<p>災害時における薬剤師派遣については、災害救助法第7条に基づき、都道府県知事が救助に関する業務への従事を命じることができる旨が規定されている。一方、同法が適用されない災害及び同法が適用される地域でも保険診療・保険調剤が継続している場所において、活動先を指定した薬剤師派遣行為が職業安定法及び労働者派遣法上の業とみなされる旨の見解を宮城労働局より指摘されたことから、今回、提案に至ったものである。</p> <p>関係府省の第1次回答として、「詳細をお聞きした上で、個別に判断する必要があるが、災害発生時に限ったものであり、かつ、営利を目的とするものでない行為については、一般的に「業として行う」ものと判断し得るものは少ないと考えられる。」とのことであるが、法令や取扱要領では災害時における取扱いが明確になっておらず、実際に宮城労働局から指摘がなされたことを踏まえると、災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為が、業とみなされないという解釈が明文化され、周知される必要があると考える。なお、当県の事業の詳細については関係資料を別途提出したい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
86	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会 【重点16】	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追加すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追加すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。	経済産業省	札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎市、延岡市	○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。 ○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗分について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多くなり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。 ○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと見做すため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考えられる。 ○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと見られる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。
87	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。	平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要な要件となっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。	店舗等の非住家の被害認定に係る指針が明確化されることにより、市町村間での被害認定のばらつきを防止するほか、迅速な被害認定調査や罹災証明書の発行に結びつき、被災者に対する各種支援制度の適用がスムーズになることによって早期の生活及び事業再建が期待できる。 また、全国的な相互支援体制の整備が進む中、応援職員による支援の円滑化に繋がるなど、防災業務の標準化の推進にも効果が期待できる。	内閣府、経済産業省	いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県	○非住家の罹災証明書については被害認定に係る指針がないことから、交付の対象とするか等、災害が発生する度に対応に個別に対応を決定してきたところである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名(以下「代表者氏名」という。)は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。</p>	<p>今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。</p>	<p>【青森県】 大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。 また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。 【岡山県】 確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特にないと考えられる。 【熊本市】 重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>今回の質問は、店舗のみではなく非住家全般に関する指針等の明確化を求められていると認識しておりますが、そもそも住家の罹災証明書は、全ての被災者の生活の根幹である「住まい」の被災状況を証明する書面として、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき発行されるものであり、各種公的支援の判断材料として使われていることから、内閣府において、統一的な指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考資料として作成しているところです。 非住家については、各自治体において「被災証明書」等として、それぞれの用途に応じて、任意に発行されているものであり、統一的な基準を作成することは考えておりません。</p>	<p>当県では、非住家の被害認定に関する指針等が国から示されることにより、迅速かつ円滑な被害認定調査や罹災証明書発行に繋がり、被災者の生活再建、事業再建に繋がるものと考え、要望を行っている。今回の貴府の御回答では、非住家の証明書は「それぞれの用途に応じて、任意に発行されているもの」とされているが、非住家の証明書についても住家の罹災証明書と同様に、「中小企業等グループ補助金」などの公的支援の判断材料として使われており、被災者にとって重要かつ必要不可欠な書類であるという点では同じである。 貴府は、防災に関する基本的な政策、大規模災害発生時の対応に関する企画立案及び総合調整を担っており、国の防災政策の司令塔であると認識している。多くの災害の経験に基づき提案している地方の声に真摯に向き合っていたいただき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を直接適用できない、非住家固有の構造(非住家全てを対象とすることが難しいのであれば、まずは、倉庫やコンビニ店舗等が浸水の被害を受けた場合)について、被害認定の判断材料となる指針や参考資料、類型別の被害認定の事例集など、関係省庁と連携して、できるものから御検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
88	仙台市、石巻市、柴田町、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	建築確認事務において「屋内的用途」に該当しないピロティの明確化	建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、開放性を阻害せず、可動式ベンチやテラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。)については、昭和61年4月30日付け建設省住指第115号住宅局建築指導課長通知(以下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。	<p>当市においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組んでおり、エリア単位で建物低層部、オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレベル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。</p> <p>平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、開放性を阻害せず、イベント等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。</p> <p>そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に供されるピロティは「屋内的用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。</p> <p>以上により、不動産オーナー等が建物1階部分の利活用を想定したピロティの設置を検討していたとしても、建築確認申請時点でそれが「屋内的用途」に該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建物等の場合、ピロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めると判断し、ピロティの設置を諦めるケースが多くなっている。</p> <p>なお、令和2年度に制定された「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ピロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられてはいるが、実施計画における建築確認時点で、屋内的用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部のオープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。</p>	各自自治体のまちづくり関連政策との整合性等に配慮しつつ、「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」のようなピロティ等を設ける際は、「屋内的用途」に該当せず床面積に算入されない等の技術的助言が明確化されることで、建築確認申請業務の担当者の認識を統一化でき、不動産オーナー等による当該ピロティの設置が促進され、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた公民連携によるまちづくりの推進が期待される。	国土交通省	千葉市、徳島県、久留米市	○支障事例にかかわらず、ピロティ部分の面積の取扱いについては、判断に苦慮することもあるため、取扱いが明確化されることは有益と思われる。 ○予め一時的な利用が想定される場合には、屋内的用途に供する部分として、床面積に算入するのが適当と判断しているのが現状である。なお、総合設計制度等を活用した公開空地等におけるイベント等の一時的な利用に供されると判断されるものにあつては、平成18年国住街第292号(技術的助言)により対応が可能と考える。
89	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合 【重点17】	会計年度任用職員(パートタイム)への勤労手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤労手当は支給しないことを基本とする総務省通知の見直し	【現行制度について】 パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤労手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤労手当は支給しないことを基本としている。 【支障事例】 会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤労手当が支給されおらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤労手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。 また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤労手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤労手当に配分されると、配分先となる勤労手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。 【支障の解決策】 会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤労手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。	会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものとする。	総務省	秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市	○人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤労手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。 ○提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤労手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職責や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。 ○制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>床面積の算定方法について、ピロティにおける屋内的用途に供する部分の判断にあたり参考となる情報を通知等で発出する。</p>	<p>本件に関する参考となる情報の詳細については、滞在快適性等向上区域等において、まちづくりに資する場合は、屋内的用途に該当しないこととする等のピロティの考え方とその判断基準を具体的に提示していただきたい。また、通知等の発出までのスケジュールについても明確に示していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>勤労手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤労手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。</p>	<p>国の期間業務職員については、昨年7月に人事院の指針が改正される等、勤労手当の支給が促進されているところである。会計年度任用職員に勤労手当が支給できる制度の確立に向け、地方公共団体の意見を速やかに聴取いただき、積極的な検討をお願いしたい。なお、制度設計にあたっては、地方の声を十分反映するよう、併せてお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国の非常勤職員に勤労手当が支給されていること等を踏まえ、会計年度任用職員に勤労手当が支給できるよう、法令等を見直すこと。なお、勤労手当の支給により新たに必要となる経費や運用面での影響について必要な措置を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 【重点14】	マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけでなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。	【現行制度】市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。 【支障事例】スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者へ委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。	市町村の委託事業者が、単独で、市町村窓口以外で本人確認を含めたカード申請受付をできるようになり、カードは本人限定受取郵便等で送付することで、申請者は一度も市町村役場を訪問せずにカードの受取が可能となり、住民・市町村の負担が軽減される。	総務省	宮城県、郡山市、川崎市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県	<p>○「出張申請サポート」を利用してマイナンバーカードの交付申請を行った際、本人確認書類を提示したにも関わらず、受け取りのため担当窓口へ足を運んだうえ、再度本人確認書類の提示を求められたことに対して、申請者から苦情を受けた事例がある。本来は必要な事務作業であるが、本人限定受取郵便等を活用することで、窓口における事務の簡略化に資するうえ、申請者が担当窓口を訪れたり、確認書類を提示するなどの労力を省略できることから、窓口担当者のみならず申請者の負担軽減にもつながり、マイナンバーカード普及を促進するものと考えられる。</p> <p>○委託事業者による本人確認が可能となれば、市町村の事務負担が軽減されるのはもちろんのこと、委託業者も市町村との事務調整に係る事務負担が軽減される。また現行制度においては、市町村が本人確認を行えるのは当該市町村の住民に限られることから、「出張申請受付」開催地の住民しか、カードを郵送で受け取ることができなかった。しかし、委託事業者による本人確認が可能となれば、全国どこでも「出張申請受付」の会場を利用しても、必要書類が揃っていればカードを郵送で受け取ることが可能となるため、申請のハードルが下がり、申請数が伸びることが大いに期待される。</p> <p>○現在、県や国がスーパーやショッピングモールなど、市民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を民間事業者へ委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要があります。しかし、当市では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、「出張申請受付」は思うように実施できない状況となっています。「出張申請受付」であれば、「出張申請サポート」と異なり、申請者が窓口に取りに来ずにカードが滞留することや、窓口での受け取りに人が滞留することを避けられます。さらに、滞留したカードについて交付を促す事務や、窓口での交付対応の時間も減少し、市民の利便性の向上と担当課の職員の負担軽減になります。さらに、民間事業者が「出張申請受付」ができるようになれば、市民の申請機会も増え、カードの取得の普及促進になると考えられます。</p> <p>○令和4年度末までにマイナンバーカードを行き渡らせるため、申請者の時間的あるいは場所的な制約など様々な要因を排し、効率的な申請受付を行うことが重要である。また県と市町村が連携し、商業施設等の多数の住民に取得促進を行うには、次のことが妨げとなっている。</p> <p>(1) 住所地市町村以外の職員が本人確認をおこなえない。 「事務処理要領第4-1-1エ」のとおり、申請時の本人確認は、極めて例外的な場合を除き、申請者の住所地市町村の職員が実施することが求められるため、広域的な申請会場(大規模商業施設やワクチン接種会場、免許センター等)の展開が困難となっている。</p> <p>(2) マイナンバー交付担当職員の不足 多くの市町村においては、マイナンバー交付のための専任職員を配置することは、人手不足の中で困難となっており、出張申請などの対応が負担となっている。</p> <p>(3) 本人確認における「対面規制」 「事務処理要領第4-3(1)」のとおり、申請者は住所地市町村が指定する場所に出頭を求められ、対面で本人確認を行う必要があり、申請時来庁方式で受付するには、申請会場に当県内39市町村の職員を揃えることが求められる状態。 ※デジタル原則の中いまだに対面規制が残存している。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)において、本人確認、すなわち申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認と、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認を行うこととしている。</p> <p>この本人確認が行われることによりマイナンバーカード及び電子証明書に係る記載・記録事項が公証されたものとなり、例えば、本人確認を経て発行された署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行うと、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出を省略して手続を行うことが可能となる(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条)。</p> <p>このため、カードの交付及び電子証明書の発行等に係る事務において行われる本人確認は、上記のように書類の添付を省略することが可能となるといった法律上の法的効果の発生が予定されているものと言えることから、公権力の行使に該当するものと解される。こうした公権力の行使について民間事業者に委託することは、適当でないと考えている。</p> <p>なお、マイナンバーカード交付事務費補助金においては、出張申請受付、申請サポート事業等の実施を含めマイナンバーカード交付のための会計年度任用職員に係る報酬又は給料等についても補助対象としているため、積極的に活用されたい。</p>	<p>マイナンバーカードの交付に係る本人確認について、例えば、申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認は現状どおり(委託不可)とし、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認は民間事業者に委託可能とするなど、電子証明書の発行・更新等の郵便局への事務委託のように、カードの交付や更新等の手続についても、住民及び市町村の負担軽減につながる方策を引き続き検討いただきたい。</p> <p>なお、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象であっても、市町村の規模によっては、出張申請受付等の取得促進活動が十分に行えない場合があるほか、都道府県に対しては取得促進に係る専用の補助金がないことから、今年度(令和4年度)、総務省が主体となって展開されているマイナンバーカードの申請サポート事業等について、次年度(令和5年度)における実施も検討いただきたい。</p>	<p>【奈良県】 県民向けに商業施設など広域的な会場での「出張申請受付」を展開していく上で、市町村職員が住所地市町村以外の本人確認ができない現状では、補助金を活用し、各市町村職員が広域会場に人員をそろえたとしても、複数市町村の日程調整や、市町村の人口規模によっては対象者数に差がある点などを踏まえると、効率などの面から継続的に実施することは、困難であると考えます。</p> <p>そのような現状を解決する手段の一つである民間事業者への本人確認事務の委託については、公権力の行使の観点から不相当と解されるとのことであるので、民間委託にかわる方法として、「住所地市町村以外の職員による本人確認」や、「Web等による本人確認」など、他の規制を緩和いただくことで、「出張申請受付」を展開するための方策について積極的に検討されたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
92	福島県	災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	【支障事例】令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要となるため、災害等報告書の作成及び帳票等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。(略)帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてらうようお願いいたします。」との回答が示された(第1次回答)。しかしながら、令和3年8月に実施された令和3年福島県沖地震の災害査定において、提出を求められた書類の種類や量が令和元年東日本台風の災害査定と同等であり、対応が変わっていないように感じる。 【制度改正の必要性】申請額と査定後の額に大幅な乖離がない(東日本台風:採択率98.6%、福島県沖地震:採択率99.6%)ことから、事業費の確定のため、市町村が発災後すぐに、膨大な時間をかけて詳細な帳票等の確認を受けることの負担軽減を図られたい。 災害廃棄物の発生量及び事業費の推計(考え方)の作成、災害査定当日の修正等に毎回時間を要している。(例:被災棟数×単価など)	県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が可能となることが期待される。災害報告書の作成及び査定の時期が、公費解体事務の集中期と重複することが多いため、制度改正により、公費解体事務についてもより適正かつ迅速な処理が可能となることが期待される。	環境省	青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、瑞穂市、静岡県、名古屋市、豊橋市、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、五島市、熊本市	○当市においても南海トラフ地震で甚大な被害を受けることが予想され、それに伴い災害廃棄物についてもかなりの量になると予想される。災害発生後、速やかな復興に注力するため、補助金申請に係る事務の負担を軽減することが望ましいと考える。 ○災害時対応は、廃棄物部局においては早急な対応が必要とされ、本提案のとおり事務軽減が図れば廃棄物処理事務へより多くの時間を費やすことができるため、必要性は高いと考える。 ○令和元年東日本台風の被災に対し、補助金の査定対応については、当時、査定に要する資料として事業費算出のための補足資料の提出や、現地説明が求められた。災害廃棄物の処理対応が続く中で、追加資料の作成や査定対応の準備、当日の対応等に関係する部署全体で多くの労力が必要であった。
93	福島県、栃木県、群馬県、岐阜県	国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付を国から申請者への郵送で行うこと	国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施しており、現在は申請・交付ともに窓口に出頭しなければならない。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身分頁を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予定。 【支障事例・制度改正の必要性】毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。(当県の場合、令和3年度の未交付失効件数が14件、督促件数がハガキ187件・電話57件の計244件。) 電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることには変わりはない。 国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が6日から8日程度に延長されることを見込んでいる(国立印刷局から都道府県への発送に概ね1日、届いた旅券の突合・仕分・確認作業に概ね1日、計2日程度)が、これは各都道府県がこれまで取り組んできた交付日数の短縮化に逆行し、行政サービスが低下することになり、申請者に不利益が生じる。 旅券発給業務の集約化により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。	申請者が交付窓口に出頭することなく、自宅又は最寄りの郵便局で受け取れるようになることで、利便性が向上する。 国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、現行の国立印刷局から都道府県への発送作業、届いた旅券の突合・仕分・確認作業が省略され、2日程度、また、交付窓口での準備作業等が省略され概ね1日短縮でき、合計して、予定されている集中作成後のスキームより3日程度早く交付できると見込まれるため、利便性が向上する。 都道府県窓口での未交付失効に係る業務が合理化され、都道府県窓口の事務負担が軽減される。	外務省	埼玉県、神奈川県、岡山県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	○毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることには変わりはない。国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が2日程度延長される可能性があり、行政サービスが低下し、申請者に不利益が生じる恐れがある。集中作成方式の導入により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。 ○当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、国立印刷局で集中作成された旅券の交付は、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するなど、現行制度を見直してほしい。【参考】令和3年度未交付失効件数9件、督促ハガキ送付数60件 ○当県において、現状の対面交付を維持したまま、旅券の集中作成が導入されると、国(印刷局)から都道府県に配送するまでに1日、都道府県での仕分・検査・市町村への発送で1日、市町村での検査に1日要し、計3日は標準処理期間を延ばす必要があると想定される。電子申請を導入しても、受取時の出頭が必須であると申請者の利便性向上が限定的なものになるうえ、交付までの期間が長くなることは申請者からの理解は得られにくい。集中作成方式の導入により、申請から交付までの期間を延ばさざるを得ないと、個別配送交付による利便性向上を図られたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>災害等廃棄物処理事業における実地調査(「災害査定」)では、「災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」等に基づき、災害発生の実確認、補助対象となる事業の範囲対象となる経費等を確認し事業費の決定を行うとともに事業決定後の補助金の交付申請時に調査する補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査もっており、事業決定後の交付申請時の審査も兼ねている。</p> <p>さらに、これらを速やかに実施するため、環境省職員及び財務局職員※を現地に派遣し災害査定を実施している。</p> <p>※災害査定の場合に財務局職員を立会させることにより、より速やかな予算措置が可能となっている。</p> <p>災害査定を廃止すると、速やかな事業費の確定ができなくなるだけでなく、交付申請時の審査を別途行うこととなり、事業申請から補助金の交付までにより時間を要することとなり、事業の進捗に影響を与えることとなる。</p> <p>さらに事業費を基に算出する地方公共団体等の予算編成にも支障をきたすことなどが懸念されることから、災害査定を廃止は困難と考える。</p> <p>環境省としても、被災直後の地方公共団体等の負担を軽減し、地方公共団体等が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう取り組むことが重要であると認識している。</p> <p>このため、従前より必要最低限の帳票や写真等の添付をお願いしていたが、令和2年地方分権改革に関する提案を受け、災害報告書の添付資料について、地方公共団体等の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるように災害関係業務事務処理マニュアルを令和3年2月に改定・公表した。</p> <p>一方、令和3年福島県沖を震源とする地震に係る実地調査において、過去に実施された実地調査と種類や量が同等であったという今般の御指摘を踏まえ、環境省から地方環境事務所に令和3年2月の当該マニュアルの改正内容の改めて周知徹底を行う。</p> <p>また、災害廃棄物の処理は、廃棄物の種類、状態、あるいは、仮置場や最終処分場までの距離その他の条件が被災地域ごとに異なることより、多種多様な条件を加える必要があるため、災害廃棄物発生量及び事業費の統一的な推計の考え方を公表することは、困難である。</p> <p>なお、地方環境事務所において、災害等報告書を作成するに当たっての災害廃棄物発生量の推計などの助言を行っているため、御不明点があれば、管轄の地方環境事務所に御相談いただきたい。</p>	<p>事業の進捗に影響を与えることとなるという不都合があることから、廃止が困難である点についての事情がある旨のご回答をいただいたが、災害報告書の作成と査定対応に伴う市町村の負担増加により、処理の実務(主に家屋解体)に手が回らず、事業の進捗に多大なる影響を与えており、廃掃法第2条の3に規定されている、非常災害時により生じた廃棄物処理の原則となる円滑かつ迅速な処理の趣旨に反するものと思料する。</p> <p>また、様々な条件が被災地域ごとに異なることから、災害廃棄物発生量及び事業費の統一的な推計の考え方の公表が困難である旨のご回答をいただいたが、発生量については、市町村側も発生量を明確に示せる材料(特に廃棄物の種類や家屋解体の件数)は決して多くはないということも理解いただいた上で、査定をしていただければ幸甚である。中でも、家屋解体の件数については、査定の時期を市町村での実施件数確定後(発災から約半年後)とすることで、家屋解体の受付事務と査定対応が重複しないだけでなく、査定における解体棟数の件数の根拠が、推計から実績に変わることになり説明がしやすくなるため、市町村の負担が軽減すると考える(実際、令和4年3月地震の査定時期について、複数の市町村からこの声が県に寄せられている。)</p> <p>地方環境事務所に令和3年2月の当該マニュアルの改正内容の改めて周知徹底を行う旨のご回答については改めてお願いしたところであるが、いつ頃の周知を考えておられるのかお伺いしたい。一方で、査定時に財務局職員から資料を多量に求められる場合も想定されることから、そのような場合は、査定官から立会官へご説明いただくなどの対応を頂けるとな幸甚である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>旅券の個別配送については、令和4年6月7日閣議決定の「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にあるとおり、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした導入を検討しているところである。右検討にあたっては、都道府県の意見を踏まえることとする。</p>	<p>旅券の個別配送については、令和元年7月4日に開催された「令和元年度北海道・東北ブロック旅券事務担当者会議」にて、外務省から導入検討の情報提供があつて以来、相当の期間が経過している。国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、「制度改正による効果」に記載したとおり、申請者と都道府県窓口双方に大きなメリットがあることから、早急に要件やシステム構築、制度設計をしていただき、都道府県の意見を反映できるように早めの情報提供をお願いしたい。</p>	<p>【埼玉県】 実務を担う都道府県との緊密なコミュニケーションを図るとともに、集中作成方式と個別配送は同時に導入されることを強く希望する。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
94	福島県、群馬県、岐阜県	旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し	今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】 旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入される予定。 【支障事例・制度改正の必要性】 令和4年度以降の電子申請については、①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告という流れになっており、審査、申請者へのエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することになっている。 また、電子申請にはマイナポータルを利用することとなるため、これまで都道府県により対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となってしまふ。 電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要が生じることから、事務処理が煩雑になる。 【支障の解決策】 旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請導入を機に、外務省が審査センターを設置して一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。	統一的な審査基準により国で一括した審査が行われることで、外務省サーバー・都道府県間での申請情報の送受信がなくなるほか、外務省から直接申請者に補正依頼を行うことができる等のメリットが見込まれ、今後の電子申請のスキームと比較して2日程度交付日数が短縮され、旅券発給業務が効率化される。 居所申請が電子申請可能となることで、申請者にとっては現在必要とされている追加書類等の提出が不要となるとともに、自分の希望する受取場所を選択できるようになり、利便性が向上する。	外務省	ひたちなか市、岡山市、山口県、熊本市、沖縄県	○現在使用されている紙の申請書においても、OCR申請書とダウンロード申請書との2種類があり、それぞれの様式によって審査する点異なる。これに更に電子申請が導入されるため、事務の煩雑化が想定され、全国で統一的な審査とすることは今後の旅券業務において必要であると考え。また作成回数においては、現行の日数でも窓口においては、「なぜそんなに時間がかかるのか?」「もっと早く作成することができるだろう!」との意見もたびたびあるため、国での集中作成方式の導入により、現行以上の日数に遅れが出ない、申請者への不利益とならない方策が必要と思われる。
95	奈良県	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る事実婚の判定基準に関する考え方	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る事実婚の解釈について、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和55年6月23日児企第26号)において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、(中略)事実婚が成立しているものとして取り扱う」とあり、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無の判断基準・考え方が「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」及び関係資料「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果(概要)」で示されているが、通知の発出された平成27年当時とは社会情勢や価値観等が大きく変化しており、実情に合わないものが存在している。 具体的には、当県では同性のパートナーシップ制度を設けている市町村があり、当該制度上では事実上婚姻関係にあるものと認めているのに対し、当該通知等において「受給資格者と同姓である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられる」という記載があることから、児童扶養手当においては事実婚と認めないこととなり、同一の地方公共団体内での扱いに矛盾が生じている。そもそも、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」という児童扶養手当法の目的に鑑みれば、共同生活を行っており、生計を一つにしている者に手当を支給することが適当かどうかという判断については、性別によらず判断されることが適当であると考えられる。 また、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については多種多様な事例があり、判断が困難であるものが多いことから、地方公共団体ごとに異なる判断が行われている可能性がある。	事実婚の判断について、保護者及びそのパートナーの性別によらず判断することが適当であるということを確認すること及びその他の多種多様な事例についての考え方の精査・追加を行うことにより、同性のパートナーシップを制度を採用している地方公共団体を含め、各地方公共団体における法の趣旨に照らした適切な判断の実現に寄与する。	厚生労働省	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、八王子市、神奈川県、川崎市、相模原市、小牧市、滋賀県、京都市、広島市、徳島県、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、別府市	○海外で婚姻、日本では同性婚が認められていないため、同性である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられることから児童扶養手当においては事実婚と認めないことになり手当支給対象となっている。婚姻(事実婚)関係があり同一生計であれば性別によらず判断されることが適当であると考えられる。 ○事実婚については受給資格者から生活実態を聞き取りし、判断を行っているが、手当を受給する側としては、明確な基準が示されていない中で、実態として事実婚であったことが後から分かり、手当を遡及して返還する必要が生じることになってしまう例がある。事実婚の定義をより明確化する必要がある。事実婚を疑われた受給者からは、事実婚でないことを証明する手段を求められる場合もあり、具体的な事例をもとに、必要書類等の例示が必要である。 また、婚姻できる年齢が引き下げられたことにより児童の事実婚の事例が増えることが考えられるため、事実婚の全国統一的な判断基準の明示を求める。 ○受給者が同性の方と同居しているケースがあるが、示されている基準に基づき同性であることをもって、事実婚とは判断していない。 同性、異性限らず事実婚の基準が明確化されていないため、各自治体により判断が異なっていることもあると考えられるため、「社会通念上」の解釈について、一定の基準を示していただきたい。 ○当市においてもパートナーシップ制度を採用しており、現に、同性のパートナーと生活をしている者に児童扶養手当の受給資格を認定している事例がある。 性の多様性を認めていく中では、性別によらず、生活の実態が事実婚状態に該当するか否かによって、受給資格が認められるか判断をしていく必要があるものとする。 ○当市も同様に、事実婚の判断に迷う事例が多いため、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。 ○当市では同性パートナーによる事例は発生していないが、制度設計から年月が経過したことにより、シェアハウスの扱いなど、事実婚の判定が困難なケースが発生しており、総合的な対応が求められる。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>昭和26年の旅券法成立以降、旅券事務の多くが都道府県知事に機関委任されてきたが、平成11年以降の地方分権推進においてその事務の多くは法定受託事務に位置づけられ、さらに平成16年の旅券法改正により事務処理特例制度に基づき都道府県から市町村への旅券事務の再委託を可能とするなど、地方分権及び住民サービス拡充を進めてきた経緯がある。これにより国内旅券事務所は都道府県及び市町村と併せて1238か所に及ぶ規模となっている。</p> <p>本年4月に公布された改正旅券法に基づき令和4年度から電子申請を導入するが、電子申請ができない申請者に配慮し、紙申請は引き続き維持される予定であり、また、電子申請の場合であっても旅券を確実に本人に手交するため申請者に対する旅券の交付は旅券事務所にて対面で行うこととなっている。この点、紙申請は令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入後も維持される予定であること、また、次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提として配送交付の導入を検討しているが、電子申請の場合であっても、相当数の申請者が引き続き申請手続や交付を対面で行うことが想定される。令和3年12月21日閣議決定の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、一般旅券の発給申請等について、令和4年度から電子申請を可能とするにあたり、可能な限りの事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつシステムの構築に努めることとしている。</p> <p>これらを踏まえれば、外務省における旅券の一括審査に移行することは現実的ではなく、申請者の利便性や行政効率の観点から、電子申請導入後も旅券事務は引き続き地方自治体で実施することが適当である。</p> <p>同時に外務省としては関係省庁と連携し、都道府県の意見を踏まえつつ、電子申請の普及・拡大、旅券事務のデジタル化及び業務改革を一層進めることにより、申請者の利便性向上を図るとともに都道府県や市区町村が実施する旅券事務の効率化を図り、もって我が国旅券の国際的な信頼性維持に努めていく。</p>	<p>電子申請導入後も旅券事務を引き続き地方公共団体で実施する必要性があるとのことだが、申請者の利便性や行政効率の観点から、必ずしも地方公共団体が旅券の一括審査を行う必然性はないと認識している。</p> <p>例えば、審査については、紙申請は都道府県、電子申請は外務省が行い、また、交付については、窓口交付は都道府県、配送交付は外務省が行う、等の役割分担をすれば、申請者の利便性向上や事務の効率化と外務省回答の趣旨が両立すると考えられるため、ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p>上記により、「制度改正による効果」に記載したとおり、申請から交付までの日数が短縮される等申請者にとって利便性が高まるだけでなく、都道府県窓口業務の合理化に繋がると考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を踏まえ、事務負担の軽減及び利便性向上を実現できる仕組みを検討すること。</p>
<p>児童扶養手当法上の「婚姻」については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある場合（以下「事実婚」という。）を含むこととしている。</p> <p>事実婚の解釈については、いわゆる内縁関係の夫婦の場合であっても、戸籍上の届出をしていないため法律上の夫婦ではないが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する場合をいうものとしており、「性別は関係ない」とする事実はないと考える。</p> <p>また、事実婚の認定については、原則として同居していることを要件とするが、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、同居していなくとも成立しているものと取り扱うよう、判断基準をお示したところ。</p> <p>引き続き、お示した判断基準に基づき、適切に認定いただきたい。</p>	<p>自治体のパートナーシップ制度に基づくパートナー同士の関係性には様々な態様があり得るが、今般の社会情勢を鑑みると、戸籍上の性により「戸籍上の届出をしていないため法律上の夫婦ではないが」、「社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する」状況に該当するケースがあると考えるのが実態に即している。実際に他自治体において、手当受給者である母子が、当該母子の生計費の補助を負担し、かつ当該受給者がパートナーと認める女性の自宅に転居している事例があった。</p> <p>パートナーシップ制度は、自治体によりその内容・効果は様々であるが、導入自治体の多くで、公営住宅における同居親族要件を満たすものとして取り扱われている。同性間のパートナーシップにおけるパートナーを、児童扶養手当制度における扶養義務者として位置づけなければ、上記公営住宅における取扱いと齟齬が生じ、同一の団体であるのに制度によって解釈が異なるという事態が生じている。</p> <p>また全国では、本年7月25日時点で224の自治体がパートナーシップ制度を導入しており、導入団体の人口は全国の5割を超えている（出典：「みんなのパートナーシップ制度」）。内閣府男女共同参画局の調べによれば、1月4日時点の導入状況は147自治体であり、急速に導入が進んでいる状況である。</p> <p>このような社会情勢を踏まえ、「事実婚」の解釈について、「『性別は関係ない』とする事実はないと考える」との貴省回答の根拠をお示しいただきたい。</p> <p>加えて、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については、判断が困難な事例が多いため、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを重ねて求める。</p>	<p>【佐世保市】 事実婚に「性別は関係ない」とする事実はないとの解釈については、現在の法律等の定義上やむを得ないと理解している。しかしながら、多様な生き方や価値観が尊重される時代へと進化していく中にあることから、事実婚か否か等、全国共通認識での判断を行えるよう、調査・検討のうえ判断基準や考え方を示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
96	奈良県	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業(39市町村×5シート)を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせしており、これも事務負担となっている。マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。	集計にかかる業務の時間短縮や職員の事務負担の軽減、またそれにともない総務省への報告が早くなる。	総務省	宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県	—
97	新潟県、岐阜県 【重点3】	オンラインによる管理栄養士免許関連事務の廃止	管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求め。	管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や管理栄養士の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	都道府県の事務負担が軽減される。	デジタル庁、厚生労働省	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。</p> <p>○当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。</p> <p>○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。</p> <p>○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、管理栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)</p> <p>事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。</p> <p>オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。</p> <p>以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求め。</p> <p>○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や管理栄養士の確認などの事務負担が生じている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現行のマイナンバーカード交付円滑化計画は、令和4年度末までにほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指す観点から、マイナポイント第2弾の実施なども踏まえ、速やかな交付体制の整備や早期の申請促進などを図るため、令和2年末に改訂した交付円滑化計画の再改訂を市区町村に行っていたいたものである。また、現在、さらなる普及促進を図る観点から、各市区町村における取組状況を迅速に把握できるようにするため、実績報告を行う都道府県のご協力もいただきながら、申請促進等の取組状況を報告いただいているところ。御意見を伺いつつ事務負担にも配慮してまいりたいと考えている。</p>	<p>マイナンバー交付円滑化計画に基づいて行われる市町村の実績報告については毎月求められていることから、事務負担が大きい。対応できない合理的な理由がない限りは、マイナポイント申込支援計画（マイキーID設定支援計画）の実績報告と同様のWEBフォームを用いた報告方法の導入に向けて、スピード感を持った前向きな対応と検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととした。</p>	<p>経由事務の具体的な内容は、申請書の記載チェックを始め、住所氏名などの戸籍謄本等添付書類との照合、栄養士免許の確認、補正依頼まで、形式審査ではなく、国に代わり実質的な審査事務を行っていることから事務の負担が大きく、要する時間も長くなっている。特に申請の多い3～4月は、年度替わりの繁忙期とも重なり特に事務負担が大きくなっている。 また、現行では申請者が住所を管轄する保健所にて申請を行うため、対面での受付、書類の一次審査などが保健所の負担となっている。特に多忙を極める新型コロナウイルス感染症対応の中で、経由事務がさらに保健所業務を逼迫させている。 令和3年度の新潟県の申請内容では、免許申請が最も多く、133件となっており、1件あたりの処理に要する時間は約80分となっており、合計すると、年間所要時間は新潟県の場合は、約24日分に相当し、共同提案団体の岐阜県では、約34日分に相当する。 都道府県経由事務が廃止されれば、オンライン化による迅速化に加え、都道府県を経由する時間の削減により、都道府県の事務負担が軽減されるとともに、申請者への免許証の迅速な交付が可能となる。申請者のメリットにも繋がり、事務の効率化も図れることから、オンライン化に当たっては、「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
98	新潟県、岐阜県	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許に係る名簿訂正手続の見直し等	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の期限廃止若しくは努力義務化した上で、以下①②について求める。 ①管理栄養士免許について、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け事務連絡)を改訂し、遅延理由書を不要とすること。 ②調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿訂正手続について、各都道府県が添付書類等を判断できる旨を改めて周知すること。	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿登録事項に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理栄養士については、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)(以下「厚生労働省事務連絡」という。)において遅延理由書の添付が必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び栄養士では、管理栄養士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思料する。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加で遅延報告書を作成してもらうことも多くあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	申請者、都道府県双方の負担が軽減される。	厚生労働省	宮城県、郡山市、高崎市、千葉市、熊本市、鹿児島県、那覇市	○本人の手続きの失念はもとより、婚姻により籍訂正を要する場合においても、戸籍の編製までに30日以上を要することがあり、その際も遅延理由書の提出を求めている。 ○申請者の一定数が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付申請を行っている。また、管理栄養士免許を取得している者は栄養士免許も手続きが必要であり、同様の遅延理由書を2部、記載する必要がある。 ○本県でも、管理栄養士及び栄養士の免許の期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加で遅延報告書を作成してもらうこともあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。
99	新潟県	調理師免許証及び栄養士免許証の見直し	調理師免許証及び栄養士免許証の大きさの規格について、B4からA4への変更若しくはどの規格の用紙を用いてもよいこととすることを求める。	行政文書の規格の主流はA4サイズである一方、調理師及び栄養士の免許証の大きさの規格はB4サイズであるため、発送時に、専用封筒や折れ防止のためのB4サイズの厚紙等をこのためだけに用意する必要があるほか、定形外郵便となるため、郵送料が割高となっている。また、書棚がA4サイズを念頭に設計されているため免許証が保管できない等、文書管理上の支障も生じている。	都道府県にとっては、発送業務等の負担軽減、郵送料の縮減につながる。免許証保有者において、携帯等の利便性向上も期待される。	厚生労働省	宮城県、郡山市、高崎市、神奈川県、兵庫県、岡山県、鹿児島県、沖縄県	○当県でも栄養士、調理師免許証に関する規格についてB4サイズを使用しており、折れ防止のために同サイズの厚紙を用意し郵送している状況である。郵送は、簡易書留で行っている。 ○当県でも、免許証を送付するための専用封筒を準備するとともに、定形外の郵送料が必要となり、通常よりも負担が大きくなっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士の名簿情報については、国家資格であるこれらの免許保有者の情報を国や都道府県において管理・把握する必要がある。</p> <p>ご提案の名簿訂正手続に係る期限廃止や努力義務化は、免許保有者に対して訂正手続の法的拘束力がなくなることを意味し、適切な訂正手続が実施されなくなるおそれがあるため対応困難である。</p> <p>こうした観点から、「求める措置の具体的内容」の①②について、以下のとおり回答する。</p> <p>(①について)</p> <p>名簿訂正手続の遅延理由書は、政令において、変更が生じたときから30日以内の名簿訂正手続を求めていることから、30日以上経過した際にも受付を可能とするために必要な書類である。ご提案の「遅延理由書を不要とすること」は、名簿訂正手続の理由なき遅延を助長することになるため、対応困難。</p> <p>(②について)</p> <p>調理師、製菓衛生師及び栄養士の名簿訂正手続については法令で求めているものを除き各都道府県により添付書類等の判断が可能である。ご指摘の事務連絡は、管理栄養士のみを対象とした通知であり、調理師、製菓衛生師及び栄養士について当該事務連絡に準じた対応を行うかどうかは、各都道府県の裁量の範囲内である。したがって、国として調理師、製菓衛生師及び栄養士の「名簿訂正手続について、各都道府県が添付書類等を判断できる旨を改めて周知すること」の必要性が認められないため、対応困難。</p>	<p>本件提案は名簿訂正手続の期限の廃止又は努力義務化を求めるものであり、訂正手続の法的拘束力をなくすことを意図しているものではないことは御理解いただきたい。また、追加共同提案団体から、「婚姻により籍訂正を要する場合においても、戸籍の編製までに30日以上の期間を要す」ことがある旨が示されているが、こういった実態がある中で、30日以内の期限を義務付けることは不相当だと考える。</p> <p>「遅延理由書は、30日以上経過した際にも受付を可能とするために必要な書類である」としているが、他省庁では求めている国家資格(建築士免許証など)もあることや、②において、同じく国家資格である調理師・栄養士については、管理栄養士と同様に名簿訂正に係る手続が政令(栄養士施行令及び調理師施行令)で規定されているにもかかわらず、管理栄養士は通知で遅延理由書の添付を求めており第1次回答でも「名簿訂正手続の理由なき遅延を助長」するため廃止は困難としている一方で、調理師・栄養士・製菓衛生師については都道府県の裁量により遅延理由書の添付を求めないことが可能であることとする見解は、矛盾するものと思料する。</p> <p>また、「遅延理由書を不要とすることは、名簿訂正手続の理由なき遅延を助長する」とされているが、遅延理由書が必要であることにより期限内申請が促進されるという見解については、実態として、期限内の訂正申請を失念している者(申請者の4割にあたる)の多くは、促されて申請窓口で追加で遅延報告書を作成していることから、業務を行う立場としては、同意しがたい。</p> <p>申請者及び都道府県双方の負担となっていることから、令和5年度当初から遅延理由書の廃止をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>他の国家資格の免許証の状況、関係団体の意見等も踏まえた上で必要な検討を行ってまいりたい。</p>	<p>他省庁の免許証は、カードサイズ(例:一級建築士)やA4判(例:宅地建物取引業者)が多い中で、厚生労働省所管の免許証は、大きすぎるとの意見もあるB4版となっている。</p> <p>都道府県にとっては、発送業務等の負担軽減はもとより、郵送料も値上がりする中、郵送料の縮減につながる。また、免許証保有者において、携帯等の利便性向上も期待されることから、令和5年度当初からの変更をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
100	新潟県	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化を求める。	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」においては、補助金交付等の申請書提出先の医政局医療経理室(交付要綱所管課)とは別に、計画書等を医政局歯科保健課(実施要綱所管課)あてに提出することとなっている。医療経理室に提出した事業計画書に誤りや修正があった場合、既に計画書等を歯科保健課に提出しているため、歯科保健課に別途連絡して修正してもらわなければならない、事務が煩雑となっている。また、二重窓口の状態となっているが、両課の役割分担が明確に示されていないため、問合せ先に迷うことが多くある。さらに、両課において情報共有がされておらず、交付要綱と実施要綱とで事業の実施主体が異なるといった齟齬が生じたこともあった。	窓口を一課に絞ることにより、各書類の提出先や問合せ先が統一され、事務が簡潔・明瞭になるとともに、交付要綱と実施要綱の整合性も確保されやすくなる。	厚生労働省	宮城県、長野県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、広島市、鹿児島県	○事業計画書及び実績報告書の提出先が医療経理室と歯科保健課の二重窓口となっているため、事務手続きが煩雑となっている。
102	新潟県、群馬県 【重点27】	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多大な人役(庁内関係課14課との調整、学識経験者等18名の協議会の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	都道府県における計画策定のための調整等の事務負担が軽減される。 なお、計画期間を医療計画と同様の6年とすることで、医療計画との整合性は引き続き確保される。また、計画期間の途中で必要に応じて見直しを行うことにより、計画期間を延長しても、実態に合った形で運用することが可能である。	厚生労働省	宮城県、神奈川県、川崎市	○当市は、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに一体的に策定している。その度に人員(庁内関係課及び学識経験者等)を参集し、年4～5回の開催において多大な労力を要している。 ○計画期間3年だと、現行計画の2年目に次期計画の策定を行うことになるため、事実上、現行計画1年目の実績だけの評価で改定することになる。また、第7期計画から介護予防と給付適正化の目標を定め、結果を評価することが義務付けられたが、3年ではアウトカム指標の評価は困難である。
103	新潟県 【重点28】	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画に 【重点28】	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行により、都道府県は市町村と共同で「基本計画」を策定することとなり、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」等との整合性が求められる。これら2つの計画は内容面での重複が多いことが予想され別々の策定作業は負担となる。	都道府県における事務負担が軽減される。	農林水産省	宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮崎県	○「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」における有機農業の定義と、「有機農業の推進に関する法律」における有機農業の定義が同一である場合は、計画内容の大部分が重複し、また、それぞれの法律に基づき計画策定及び評価を行う必要があるため、事務負担が大きくなることが想定される。このため、計画の内容や手続き等をできる限り簡素化し、地方公共団体の裁量等に委ねられるよう求める。 ○有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかとなっており、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条に定める「基本計画」と内容の重複が多いことが想定される。「基本計画」の作成・変更にあたっては、関係する機関との協議を行い計画を作成・変更することになると予想されるが、同じような内容の協議を2度行うこととなり、事務作業の負担が多くなる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」については、ご提案のような書類の重複等がありましたので、提出内容・方法等の簡略化につきましては、今後検討してまいります。</p>	<p>「医療施設運営費等補助金」の交付対象の事業の一つである「歯科医療提供体制構築推進事業」において、令和4年度から実施主体に都道府県が追加される予定であるが、これに関して、先日、国に問い合わせをしたところ、交付要綱については医政局医療経理室へ、実施要綱については医政局歯科保健課へそれぞれ問い合わせるように案内された。このように、単一の事業にも関わらず窓口が2つの部署に分かれていることは、都道府県や政令市にとって、極めて不合理である。また、これにより各窓口の事務分掌が不透明となり、当県下の市町村からも、本事業に係る問い合わせ先が分からないといった声が過去から現在に至るまで複数寄せられていることから、同様の問題意識は当県のみに限られないものであると考える。以上を踏まえると、提出内容・方法等の簡略化のみならず、各書類の提出先や問合せ先を統一し、窓口を一課に絞るという事務の効率化は喫緊の課題であるといえるため、令和5年度当初からの窓口の一本化に向けて早急な対応をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>介護保険は、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施し、中期的に安定的な財政運営を確保する観点から、3年を1期として、計画の策定（サービス量の見込み等）、保険料の設定、介護報酬や制度見直しを一体的に行っている。 令和3年度地方分権改革に関する提案募集においても、市町村の策定する介護保険事業計画の一部について、計画期間を6年にすべき旨の御提案をいただいたところであるが、上記の観点から、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところである。 今回の御提案に係る都道府県が策定する介護保険事業支援計画についても、市町村の策定する介護保険事業計画とサービス見込み量や介護予防等の取組の整合性を図る必要があることから、計画期間については現行の3年を維持すべきものであると考えているが、計画策定に係る事務負担の軽減については、令和3年12月の閣議決定に基づく地方公共団体の事務負担を軽減する方策の検討の中で、併せて検討してまいりたい。</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画は、年4回開催している学識経験者等の協議会の議論や基礎データ収集のための調査を踏まえて策定しているが、介護保険関係業務においては、定例的な業務に加え、毎年効果的な施策の検討・実施を行っている状況であることから、多くの時間を要する協議会の開催や調査の実施等が大きな事務負担となっており、対応に非常に苦慮している。 加えて、当該計画に記載する介護保険サービス見込量や施設整備目標の設定には、すべての市町村に対してヒアリングを実施した上で見込量や施設整備目標について調整を行っており、相当な負担となっている。 また、3年一期という期間では計画策定から1年半後には、現計画の検証と次期計画における重点取組事項について議論を開始しなければならず、スケジュール的にタイトとなっている。 このような実態を十分に御留意頂き、市町村の策定する介護保険事業計画のみならず、都道府県が策定する介護保険事業計画も合わせて、地方公共団体の事務負担を大きく軽減するような抜本的な方策を積極的に御検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 介護保険事業支援計画の計画期間については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、市町村の県補助金等の歳入への影響や事務負担への影響に対して懸念を示した自治体があるため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）第7条第1項に基づく推進計画として位置付けていただくことが可能と考えている。 また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等（地方公共団体が独自に作成している計画、計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。）を活用することが可能である旨を、既に地方公共団体に周知しているほか、今後、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えであり、地方公共団体の事務負担にも配慮しながら運用してまいりたい。</p>	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能なのであれば、その旨を通知等で明確に示してほしい。 また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えとのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないよう、明確に記載してほしい。</p>	-	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
105	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	特別児童扶養手当に係る申請手続について、現行の市町村窓口における受付に加え、都道府県が構築したオンライン申請システムを用いて申請者が申請を行い、都道府県が受付けたデータを市町村へ送付した上で市町村が審査・補正を実施し、その申請データを都道府県へ送付するという手法を可能とすること。	特別児童扶養手当の認定等に係る手続については、法定受託事務であり、法令により詳細に定められているところである。現行制度においても、書面のみならずデータでの申請受付は可能であるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第15条において「市町村を経由して申請する」となっていることや、同施行規則第1条等において「特定の様式を用いて申請すること」となっていることから、現行の市町村窓口における受付に加え、求める措置のような受付手法が可能かどうか不明確であり、結果としてオンライン化を進めることができていない。 【書面手続による支障事例】 受給者の多くは市町村の窓口に向いて書類の作成を行っており、受給者の負担となっている。書類上の記載の不備が多く、市町村と県の間での確認や補正に時間を要している。市町村は受理した書類に手書きで審査結果を追記しており、業務の負担となっている。都道府県は市町村から送られる書類を手打ちでシステムへ入力しており、事務負担が大きい。	特別児童扶養手当の申請をオンラインで受け付けることにより、受給者が自宅で手続を行うことができ、手続のために来庁する負担が大きく軽減される。また、地方公共団体が書類の記載事項をシステムへ入力する事務が軽減されるほか、書類上の記載の不備についてもシステム上のチェック機能が働き、確認や補正に係る事務負担を軽減することが可能となる。	厚生労働省	宮城県、群馬県、前橋市、山梨県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、大分県、別府市	○当市では記載不備の防止のため原則窓口での申請を推奨しているが、郵送申請を希望される方も少なくない。一方で、窓口に比べて郵送申請では記載不備が生じるおそれがあり、訂正のために郵送でのやり取りが必要となるため、受給者の負担となっている。また、受理した申請書には市担当者が直接記載する欄も多く、業務の負担となっている。事務手続のオンライン化が可能となることで、受給者および市担当者の負担削減が見込まれる。 ○紙による申請は、申請者の負担の側面もあるが、以下のように県と市町村の負担がかかっている。 ①県での処理状況等について、市町村は県に問い合わせないと分からず、窓口対応する市町村と県とのやりとりに時間を要している。 ②申請内容のシステム登録を全て手打ちで行うこと、二重チェックすることが負担になっている。 ③申請内容不備や追加資料の県から市町村への依頼に時間と労力を要している。 ○特別児童扶養手当の認定等に係る手続については、主に書面で手続が行われ、受給者のほとんどは市町村の窓口に向いて書類の作成を行っているため、受給者の負担となっている。申請書類の不備が多いが、不備部分について受給者への確認が取れず、結果として支払日が遅れる場合がある。
106	高知県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	特別児童扶養手当証書の廃止	特別児童扶養手当証書(以下「証書」という。)について、証書の廃止を求める。	特別児童扶養手当の受給の認定について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則において、受給資格者に対し特別児童扶養手当認定通知書(以下「通知書」という。)及び証書を交付することが定められているものの、その後の手続き等において証書を実際に使用する機会は少なく、通知書により代替可能であると考えられる。そのような状況にも関わらず、特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則により毎年度の証書の交付が求められており、地方公共団体における証書の発行・管理等の事務負担が発生している。また、証書を使用する機会は少ないにも関わらず、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となるなど、受給者における証書の取扱いについても厳格に定められており、受給者にとっても証書の保管・管理が負担となっている。	地方公共団体における証書交付に係る事務が軽減されることに加え、受給者の証書保管・管理の負担が軽減される。	厚生労働省	宮城県、群馬県、前橋市、入間市、石川県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、別府市	○当市においても、都道府県から送付された証書を受給者に送付する際に業務負担が発生しており、通知書のみとなることで負担軽減が見込まれる。また、証書を廃止することで、受給者の保管・管理負担が軽減される。 ○当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、書類の簡素化に向け、現行制度を見直してほしい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現行規定では、特別児童扶養手当の申請等について、市町村を介さず都道府県に直接提出することは認められない。</p> <p>提案では、都道府県が構築したオンライン申請システムからデータを抽出し、当該データを市町村に電子メールで送付することを想定されている。</p> <p>当該方法では、以下のことから、市町村自身がオンライン申請を行うことと比べ、課題があると考えられる。</p> <p>従来事務と比べ、申請時や申請書等の補正時に、都道府県がデータを受理し、市町村に電子メールを送付するまでの時間が必要となる。この分、申請者に対して、申請から認定又は却下の通知がなされるまでに要する時間が増加することになる。</p> <p>市町村自身がオンライン申請を受け付ける場合、住民基本台帳システムと連動させることで、本人等の特定が容易となること、申請者から提出されたデータを都道府県から市町村に電子メールで送付する場合、こうした確認が困難となる。</p> <p>また、地方自治体の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)では、「業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指す」としている。都道府県が行う特別児童扶養手当の事務に係るシステムは、現時点で標準化の対象とされていないが、こうした観点からも、本件提案のように、自治体ごとに異なる事務フローを増やすことには課題がある。</p>	<p>第1次回答のとおり、「市町村自身がオンライン申請を行うこと」ができるのであれば、提案に対する課題については指摘のとおりである。しかしながら、当県のように小規模自治体が多く、中核市以外では、特別児童扶養手当の受給者が100人を下回っている状況において、「市町村自身がオンライン申請を行うこと」ができる環境を整備することは費用対効果の面からも十分に進まないのが現状である。</p> <p>そのため、本提案は都道府県が市町村に代わってオンライン申請の受付を行うことも可能とする環境を整備することを目的としているものである。</p> <p>第1次回答では、申請者が申請から認定又は却下の通知がなされるまでの時間が増加するとあったが、これは「市町村自身がオンライン申請を行う」場合と比較したものであり、現状の書類による手続きと比較すれば、むしろこれらの時間は短縮されるものと見込まれる。(別紙参照)</p> <p>また、住民基本台帳システムとの連動についても同様である。</p> <p>オンライン申請を行うことができるシステムについては、特別児童扶養手当事務に特化したシステムを新たに構築するものではなく、当県においてすでに運用している汎用電子申請システムを用いて行うことを想定している。</p> <p>そのため、既存のシステム等の環境に依存することのない運用が可能であるほか、将来的に特別児童扶養手当システムが標準化された場合においてもベンダーロックインの弊害等は生じないものとする。</p> <p>なお、特別児童扶養手当事務については、手当の支払事務を国が行っているという観点を踏まえ、デジタル社会の実現に向けた重点計画にあるように国において統一・標準化を進めていただくことを期待する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、オンライン化によりかえって事務負担となるとの懸念を示した自治体もあり、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>証書については、当該者が特別児童扶養手当の受給者かどうかを確認するものであり、また、公共料金の減免の申請において活用されていると承知している。そのため、基本的には、自治体ごとに発行の有無が異なることは望ましくなく、全国一律の取扱いにすべきと考えている。</p> <p>証書の取扱いについて、今後、全国の自治体の見解を調査し、その結果を踏まえて検討することとしたい。</p>	<p>水道料金などの公共料金の減免に特別児童扶養手当証書を活用しているケースはごく少数であり、少なくとも当県においてはそのような活用事例は把握していない。</p> <p>今後、実施される調査などを通じて、大半の受給者が証書を活用していないことが明らかになれば、証書については廃止とし、証明を必要としている方のみに対して希望制で証明書などを発行するなどの方法をご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
108	茨城県、宮城県、高知県	都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し	地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。	①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値 当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに園児数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。 ②固定資産税に係る基礎数値 当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調書に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調書の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあっては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調書の提出までに数値が修正となることも多い。なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。	求める措置の実現が図られた場合、自治体職員の仕事効率化・負担軽減となる。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口市、松山市、長崎市、宮崎県	○学校基本調査においても、基礎数値の根拠となる各調査の報告期限より前に県への普通交付税算定数値の報告期限が設定されるため、仮数値の報告や、数値修正を何度も行う事例が散見され、手戻りによる算定事務の非効率性だけでなく、市においても最新数値の食違いや所管部局からの報告漏れなどがリスクが起ころう。このことから、適正な報告時期の設定や、基礎調査のあるものについては国等より提示された数値について各自治体が確認を行う手順に変更するなどの業務効率の向上を図っていただきたい。 ○「固定資産の価格等の概要調書」は、報告内容が多かつ細かく求められており、システムから抽出したデータに基づいて加工や表計算を設定して作成し、かなりの時間と労力を要している。地方税法上求められている4月中の都道府県の提出は、既に形骸化している。また、今回の国が定める税務システム標準仕様書の中でもこの概要調書作成については、標準対象外となっている(標準化できない内容を市町村に報告を求めている)。以上のことから、概要調書の報告内容の見直し(簡素化)を行うことで、市町村の負担軽減につながり、ひいては統計データの精度向上につながると考えられる。 ○子ども・子育て支援新制度や固定資産税に係る基礎数値は例年引用する調査の集計処理と並行して普通交付税の基礎数値を報告する必要があり、市町村等から修正報告があれば都度修正対応しているが、正確な数値を把握できないこともあり、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。 ○基礎数値の算出に必要なデータが6月中旬以降にしか収集できず、締切に間に合わせることは事実上不可能となっている。
109	茨城県	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務について、住民基本台帳ネットワークを利用する場合、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の規定上、市町村長においては「費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」ができるものの、都道府県知事については「費用の徴収に係る事実についての審査」しかできないこととされている。そのため、都道府県知事においては、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所を、住民基本台帳ネットワークを用いて探索・把握することができず、公用請求により対応する必要があり、多大な事務負担が生じている。この点、過去に総務省住民制度課へ直接問い合わせを行ったところ、「審査」は徴収という行為の実施にあたって現在の状況を確認することであり、厳密に言うところ「住所が不明なため新しい住所を探索するという目的」は含まれていない。」という回答があった。 なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することで、都道府県知事保存本人確認情報を利用し、県内の居住地を確認することは可能であるが、対象者が県外に移住してしまった場合においては、都道府県知事は住民基本台帳ネットワークが利用できないため、住民票の公用請求を行って対応しており、債権管理に係る多大な事務負担が生じている。	都道府県知事も市町村長と同様に、住民基本台帳ネットワークの利用により、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所の確認が可能となることから、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する債権管理の事務負担を軽減することができる。	総務省、厚生労働省	宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。</p> <p>ご指摘の子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。</p> <p>また、地方団体からの基礎数値の報告は地方交付税法第5条に基づいており、市町村分の基礎数値については都道府県が審査し、総務省に送付することとされている。これは算定に用いる数値の妥当性を確保するためにも重要な事務であり、報告いただく基礎数値についても、算定に用いる必要最小限の内容に留めている。その上で、総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして、例えば、ご指摘の園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有しているところである。</p>	<p>「子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定している」とあるが、毎年交付税検査で修正を行っている団体がたくさんあることから時期が適切に設定されているとは言い難い状況である。</p> <p>また、交付決定日について、令和3年度においては、国調人口の入替の関係で交付決定が8月3日になったが、市町村から財政運営に支障があったといった声もなかったため、8月上旬に交付決定を行ったとしても何ら問題がないと思われ、8月上旬の交付決定を見据えた調査スケジュールを設定することも可能なのではないかと考える。</p> <p>なお、「総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有している」とあるが、今年度においても園児数等調査の修正や固定資産税の概要調書の修正が総務省への基礎数値報告後にあり、他省庁の照会を利用した事前の基礎数値チェックは修正前の数値であるため、あまり効果的ではない。</p> <p>最後に、どうしても期間を後ろ倒しできないのであれば、他の費目でも実施しているとおり、n年度の数値ではなく、n-1年度の数値を使うといった方法もあるので、柔軟な対応を検討願いたい。</p>	<p>【岩手県】 地方交付税法第5条に基づき、知事が総務大臣に提出した市町村分の基礎数値については、ご指摘のとおり都道府県が審査のうえ数値の妥当性を確認したものであることから、内閣府及び厚生労働省が改めて同様の内容を調査せずとも法に基づく調査結果を共有することで正確かつ効率的な把握が可能になるものと思料する。事前の基礎数値のチェックとして省庁間で情報を共有するのではなく、法に基づく調査結果を共有してはどうか。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務の実施における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関するご提案については、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。</p> <p>併せて、今後の検討等についてのスケジュールについてお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
113	関西広域連合 【重点3】	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付4,463件、書換交付1,223件、再交付1,277件	調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。 特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行々とされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6 1.(3)②)とされている。</p> <p>そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。</p> <p>本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
114	関西広域連合 【重点3】	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付1,113件、書換交付157件、再交付80件	製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市	—
115	関西広域連合 【重点3】	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要があることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。	「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。	デジタル庁、総務省、国土交通省	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県	○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由により発生)がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御提案の製菓衛生師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6 1.(3)②)とされている。</p> <p>そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。</p> <p>本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6 1.(3)②)とされている。</p> <p>そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。</p> <p>本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
116	関西広域連合、滋賀県、大分県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点3】	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、複製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑ばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。 また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件	クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。 特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であると考えられる。 ○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。
117	関西広域連合、滋賀県、大分県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点3】	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。 当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。 このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。 この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。 ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引越等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から30日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6 1.(3)②)とされている。</p> <p>そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。</p> <p>本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p>	<p>「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、」とのことだが、既に同システムの開発が進行している中、登録販売者に係る販売従事登録について別システムをコスト・時間を費やして開発しなければならない特段の理由は考えられず、本登録に係るデジタル化の具体的な推進方策は「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用以外にないものと思料する。</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6 1.(3)②)とされている。</p> <p>そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。</p> <p>本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
118	熊本市、船橋市、長崎市 【重点4】	障害支援区分認定調査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等)が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあつて、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。なお、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時的な取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、本市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。	居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査に係る時間の短縮によって、新規申請者向け調査の待機期間短縮に繋がり、サービスを必要とする者に対して速やかに支給決定が行える。また、現地調査に要する旅費や移動時間の削減、事業者へ委託する場合は旅費の精算等、契約に係る煩雑な事務処理の負担軽減に繋がる。	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県	○居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査については、現地の福祉事務所や指定一般相談事業者への委託契約に係る煩雑な事務処理が負担となっている。 ○市外の居住地特例施設に入所する者については、当該施設の所在地が県内の場合は市職員が現地に赴き調査しており、県外の場合は調査を委託若しくは他市町村職員へ囑託しているが、委託も囑託も不可能な場合には、相当な遠方地であっても市職員が現地に赴く必要があり、大きな事務負担となっている。また、旅費や委託料等の積算のため市外入所者の一覧を作成し、実施体制を調整するなどの負担も生じている。
122	伊勢崎市、館林市、沼田市、藤岡市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	国民健康保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。なお、請求事務を省略する場合、代替事務として年度当初に都道府県と市町村で同意書等を交わし、国保連からの通知をもって申請があつたものとみなし、交付決定通知をもって都道府県が市町村へ通知し、市町村は請求内訳書により金額が一致することを確認する運用とする。	平成30年度からの保険者の都道府県化以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となった。しかしながら、交付金の請求については、市町村から都道府県への請求事務は残ったままとなっており、かつ、市町村から都道府県への請求に係る日数も大変短いことから、事務の大きな負担となっている。なお、都道府県については、国保連からの通知により、市町村からの請求がなくとも県内の診療報酬支払分の総額を把握している。	交付金請求事務の省略により、市町村における毎月の所要額調書や交付申請書作成といった書類作成等の関係事務がなくなり、職員の負担軽減が見込めるとともに、請求事務に要していた時間を他の事務に当てることが可能となり、市民サービスの迅速化等につながる。また、都道府県から市町村への交付決定通知の迅速化が見込めるとともに、交付決定から市町村への入金予定日までに行う会計事務に係る日数に余裕が生じることが見込める。	厚生労働省	海老名市、飯田市、浜松市、三島市、常滑市、長久手市、枚方市、兵庫県、久留米市、熊本市	○県への請求においては国保連から届いた請求通知をスキャンしデータ化したうえで、県への請求の根拠資料として添付している。請求内容については県も把握しているにもかかわらず、毎月同じ書類を短期間で作成する必要があり、事務の負担となっている。 ○県への請求事務は回数が多く、かつほぼ毎回タイトなスケジュールのため、担当職員の負担となっている。
123	伊勢崎市、沼田市、館林市、沼田市、藤岡市、榛東村、上野村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	国民健康保険法第58条第2項の規定により、市町村は条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされている。新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年3月に厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について」により各市町村、国民健康保険組合に対して傷病手当の支給について検討するよう通知があり、本市においても支給を行っているところ。本件についてはコロナの長期化に伴い、当初想定されていた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後遺症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状国から発出されているQ&A等のみでは判断が困難なケースが増えている。ついては、国によるQ&A等において、全国の市町村からの問い合わせなどを掲載するなどして、判断基準の明確化、周知等を行うよう提案するもの。	国のQ&Aの更新により、後遺症等の新たに発生している事例についても、全国統一した対応ができるとともに、相談者への迅速な対応につながることで市民サービスの向上につながる。	厚生労働省	北海道、宮城県、ひたちなか市、川崎市、千葉市、海老名市、新発田市、飯田市、浜松市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、亀岡市、枚方市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市	○本市においても、現在発出されている国のQ&Aでは判断が困難な事象が生じており、その度に県へ対応を照会している。回答までに時間を要せば、迅速な支給を滞らせる原因となり得る。また、全国で画一的な対応が可能となるよう、Q&Aの更新、判断基準や対応に係るデータベースの構築が必要と考える。 ○雇用形態の複雑化等により支給対象に含めていか等の判断に苦慮している。 Q&Aにも載っていない部分は担当の裁量により判断にずれが出てきやすい。 ○本市においても、条例の規定に基づき傷病手当金を支給しているが、医療機関を受診することが出来なかった場合や療養期間終了後も労務に服することが出来なかった場合の対応などに苦慮した事例があつたことから、支給要件等について再度整理したうえで、細かな事例に対する質疑応答等を作成していただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害者総合支援法第20条第2項では、対面方式の面接により調査を行うことを規定しているが、これは対象者の心身の状況や置かれている環境を含め、中立的な立場から調査を実施することを前提としている。</p> <p>調査における認定調査項目の判断に際しては、障害特性や個別性の適切な把握、特別なコミュニケーション手段を用いる必要がある場合の対応、歩行や立位の保持などの調査項目を安全に実施するための対応等に十分配慮し、サービス提供者や利用者本人と直接の利害関係を有しない中立な立場の調査員により行われる必要がある。</p> <p>令和3年8月27日付事務連絡による認定の取扱い、対象者が希望してもコロナ禍での面会規制等により認定調査を受けられないことで、対象者の不利益とならないようにするとの考え方により、緊急避難的に実施できることとしたものである。</p> <p>一方、今回ご要望のあった遠方への調査については、障害者総合支援法第20条第6項において、市町村は障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託できることが規定されており、当該市町村職員が赴かずに中立的立場の調査員により調査が行えるように定められている。</p> <p>今回ご提案のあった一定の要件を満たす場合の継続的なオンライン調査実施の可否については、これまでに行われた調査事例における課題の把握と調査の実態を踏まえた上で、慎重に対応を検討する必要があると考えている。</p>	<p>制度上は調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に認定調査を他市町村に嘱託できるが、実際には調査対象者の増加に伴い多くの市町村が他市町村の調査を請け負うことは厳しい状況にある。他市町村に嘱託できないため、代わりに現地の事業所等へ調査を依頼する場合であっても、委託契約に係る煩雑な事務処理が負担となっている。また、同一市町村内においても、地域によっては調査を依頼できる事業所等が見つからない場合があり、調査のために職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。</p> <p>以上を踏まえ、速やかな認定調査のオンライン化により事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>オンラインによる認定調査を実施した他市町村からも本市と同様に、対面方式の認定調査と同等の聞き取りができており問題は生じていないとのことであるが、複数の調査事例から課題の把握が必要なのは、ご指摘のとおりである。</p> <p>提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討を行ってみたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討が必要であるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、市町村は普通交付金の収納に関する事務について、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっている。</p> <p>また、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条等の規定に基づき、保険給付の実施主体は市町村とされており、仮に都道府県が国保連の審査した普通交付金の額をそのまま支払う場合においても、当該費用の意思決定の権利主体はあくまで市町村となる。</p> <p>このため、現行の法体系においては、市町村の意思決定を経ずに、国保連から直接普通交付金の額を都道府県に対し請求することは困難であるが、ご提案の実現に向けて、地方自治体の意見も踏まえつつ、法制的課題の解決に向けて検討してまいりたい。</p>	<p>国民健康保険の普通交付金(国保連支払分)の請求事務に関する実態として、市町村では毎月請求内訳書の閲覧日から請求締切日まで4～5日しかなく、わずかな期間で事務処理を行わなければならないなど大きな負担になっている(補足資料1～3)。また、都道府県では管内市町村からの申請予定額は予め把握しているものの、全市町村からの申請を待って交付決定をすることから、結果として市町村で調定を起こすのが歳出から歳入への振替処理の直前となってしまうことが多い。このような保険給付費等交付金の普通交付金の請求事務に関して、市町村では国保連支払分の請求・交付決定・振替処理で3回、市町村分の請求・交付決定で2回と毎月計5回の処理に忙殺されており、国民健康保険の都道府県化以降、事務負担は増えていると考える。</p> <p>このような実態を踏まえれば、毎月市町村から都道府県へ請求するのではなく、市町村から都道府県へ請求があったとみなす扱いとする方が効率的であることから、上記実態を十分に勘案いただき、請求事務の見直しについて引き続き積極的にご検討願いたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入している被用者について傷病手当金を支給した市町村等に対し、特例的に財政支援を実施している。</p> <p>当該財政支援の基準の取扱いについては、これまで各自治体から様々な御質問をいただいているため、ご提案の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の後遺症の取扱いも含め「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」(令和2年5月19日事務連絡)を更新してまいりたい。</p>	<p>国からQ&Aの更新等により見解が示されることで、以下の①～④のメリットがあると考え。</p> <p>①後遺症など、新たに発生している事例についても全国一律、統一的な取り扱いができること。</p> <p>②市民の方から相談を受けたとき、迅速な回答ができること。</p> <p>③県を通して国からの回答を待って支給していた件についても、速やかに支給ができるケースが増えること。</p> <p>④職場での職員研修等に国からのQ&Aが使用できること。</p> <p>現在、令和2年5月19日を最後にQ&Aが更新されていない中、市町村国保初となる傷病手当金の事務に当たっている状況である。仮に財政支援の延長がなくなったとしても、傷病手当金の請求権の消滅時効が2年であることから、後遺症をはじめ、市町村からの質問を基に、より具体的な内容についての明示を求める。</p> <p>なお、Q&Aの更新にあたっては、これまで国が受けた質問をまとめたものを早い時期に公表するとともに、国からの財政支援の延長通知が3か月ごとに出ていることから、今後はそのタイミングに合わせた更新を求める。また、傷病手当金に関する情勢変化等があれば、上記以外でも随時Q&Aを更新していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準について、市町村によって事務処理が異なることのないよう、詳細な基準の明示をする等、提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
124	伊勢崎市、沼田市、洪川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、大泉町、邑楽町	障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)により、障害福祉サービス事業所に義務付けている支給決定市町村への施設外就労に関する実績報告の提出について、廃止等の見直しを求める。	障害福祉サービスにおける就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)を実施している事業者は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせ、支給決定市町村に提出することとされている。市町村は、この実績報告を「施設外就労支援加算」の審査に活用していたが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであり、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できたため、提出される実績報告書と照らし合わせて請求内容のチェックを行っていた。しかし、報酬改定後は「施設外就労支援加算」は廃止となり、就労系サービスの基本報酬に組み込まれたため、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できなくなり施設の内外的金額差もなくなったため、審査時において施設外就労支援の実績報告書により施設外就労に該当するか否かを確認する必要がなくなった。しかし、上記のように令和3年度報酬改定に伴い請求審査事務の処理内容に変化があったにもかかわらず、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に規定された施設外就労の実績報告書の提出については見直されず、従前どおり毎月の報酬請求に合わせて施設外就労の実績の提出が義務付けられている。通知では「報酬請求にあわせ提出すること」とされているが、市町村における請求の審査においては先述のとおり活用方法がなく、また国等への提出の必要もないことから、当市では保管するのみとなっている。事業所からも加算が廃止されたことで、作成に多大な手間が掛かる施設外就労に関する報告書を請求時に提出する必要があるかどうか問い合わせがあり、対応に苦慮している。	障害福祉サービス事業者の事務負担の軽減が図られ、利用者へのサービス向上及び、支給決定市町村における報酬審査事務の効率化が期待できる。	厚生労働省	宮城県、山形市、前橋市、相模原市、長野県、飯田市、半田市、常滑市、加古川市、大村市、熊本市	○当市においても、提案団体の事例と同様、当該報告書については保管するのみ。事業所からの問い合わせはないものの、同様の負担となっていることが予想される。
125	福井市、福井県 【重点2】	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報(生存状況や現住所)を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。	総務省、農林水産省	花巻市、秋田県、洪川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市	○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>施設外就労については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障発第0402001号)において、施設外就労を基本報酬として算定するため、施設外就労の総数が利用定員を超えないこと等の要件を設けており、各自治体はその要件を満たしているか確認する必要があるため、ご指摘の施設外就労に関する実績を事業所が提出することとしている。</p> <p>このため、施設外就労に関する実績の提出を不要とすることは困難である。</p>	<p>障害福祉サービス等に係る報酬の請求に関する事務は、請求省令に基づき原則としてオンラインによる電子請求で、厚生労働大臣が定める形式のデータを事業所から支給決定市町村へ提出することとされている。施設外就労に関する実績報告書の提出が義務付けられている就労移行支援などと同様に定員要件を設けたサービスである生活介護や児童発達支援などの審査においては、基本的には電子請求で提出されたデータから提供サービス種別に基づく本体報酬や各種加算、提供日時等を確認しており、電子請求で確認できない詳細なサービスの提供内容や人員配置などは、事業所が作成及び保管している記録を必要に応じて確認している。しかしながら、施設外就労の審査のみ、電子請求に加え実績報告書を毎月提出することを事業所へ義務付けるとともに、市町村に確認を求めていることから、他のサービスと比較し大きな負担となっている。事業所及び自治体の負担軽減のため、他のサービスと同様に施設外就労についても支給決定市町村へ毎月の実績報告書の提出を義務付けるのではなく、事業所はサービスを提供した記録を作成及び保管することとし、支給決定市町村は審査の際に、必要に応じて当該記録等の提出を求めることとしていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>第1次回答において、「必要な対応を検討することとした」とされているが林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含め、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。</p> <p>また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。</p> <p>本提案内容や所有者不明土地対策として住基ネットの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含む幅広い事務において住基ネットの利用を可能とする制度改革を前向きに進めていただきたい。</p> <p>加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
126	福井市、福井県	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすること、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者等の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続がなされていけば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の税務部局に限らず林務部局でもオンラインで提供を受けることが可能となれば、林務部局における迅速かつ効率的な登記情報取得に繋がり、森林管理業務を円滑に進めることができる。また、相続登記の申請が義務化された後に、相続による森林所有者の変更の場合に限って森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村への届出を不要とすることで、森林所有者にとっては二重の手続が解消されるとともに、市町村にとっても届出に係る事務処理がなくなることから、双方にとって事務負担の軽減となる。加えて、市町村から都道府県への森林所有者の迅速な情報提供や、都道府県における情報の整理・更新・市町村への更新データの提供の円滑化も図ることができる。	総務省、法務省、農林水産省	花巻市、秋田県、郡山市、福井市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市	○森林の土地の所有者届出書制度が創設された理由は、森林整備に不可欠な森林の土地の所有者の把握を進めることであると認識している。しかし、当市の林地台帳の整備においては、税務部局から課税情報を取得し更新を行っているため、森林の土地の所有者届出書の情報を反映させていない。また、当市における森林の土地の所有者届出書の届出件数は180件であり、案内や処理に時間を要し業務負担となっている。森林所有者にとっても、法務局へ登記したにもかかわらず、同様の届出を作成し提出することは、二重の負担となっている。
127	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 【重点5】	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在は生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知らせる等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされたい。また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記のみ指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図られたい。	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業については、生活保護法においてもみなし指定されることとなったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出義務は残存している。また、法改正以前に指定・許可を受けた介護事業においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっている。生活保護法において変更の届出が必要な事項については、介護保険法にて同事項が届け出られ管理されているにも関わらず、同時期に生活保護部局には届出されず失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握に時間を要したり困難となることがあり、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。また、介護機関も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強いており、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	介護機関指定に変更届出の窓口を一本化することで、介護機関においては、重複した事務手続の負担を軽減・簡略化することが可能となる。また、生活保護法に基づく変更等届出義務の廃止により、行政事務の省力化が可能となる。さらに、変更等届出事項は、介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなすことによりデータを一元管理でき、管理の正確性の向上につながる。	厚生労働省	北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市中区、豊橋市、滋賀県、大阪府、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎市	○利用者が少ない事業者だと、大幅に変更等の把握が遅れ、郵便物の配達等にも影響があることもある。 ○生活保護法の変更届出が失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握には、変更届出書の提出を待つため、時間を要し、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。 ○当県の指定介護機関は令和4年6月現在4,584件となっている。令和3年度の処理件数は、みなし指定395件に対し、生活保護法上の届出によるものが83件あり、重複した処理により非効率を招いている。 ○令和3年度の変更届出処理件数40件(介護事業所番号ごとに1件とカウント)。うち、福祉事業所からの情報提供により変更届出未提出が判明した件数は26件。介護保険法の変更届出により変更されたと誤認している事例も多い。 ○平成26年よりみなし指定が可能になったことで、変更時も届出の必要がないと誤解されることが多く、名称等を変更してから数か月後に「介護券の記載が変更以前のものになっているがなぜか」と問い合わせを受けることが多い。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>登記情報に変更があるたびに登記所から変更情報を通知するものではないが、不動産登記情報そのものについては、現行制度においても、森林法第191条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データによる提供も可能となっている。</p> <p>なお、現在の運用では、森林法第191条の2第1項の規定に基づき、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23年4月22日付23林整計第26号林野庁長官通知)により、市町村の林務部局は、税務部局から、森林所有者等に関する登記情報(登記所が税務部局に提供したもの)を取得することが可能となっているところ、当該林野庁長官通知に基づく市町村内の内部利用に、いかなる不都合、隘路が生じているのかが具体的に明らかでなく、その課題や解決策を検討することができないため、内部利用の際の具体的な不都合、隘路の内容をご教示いただきたい。</p> <p>また、森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「森林所有者届出」という。)については、同法に基づく行政指導等を的確に行うため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握する必要があることから設けられているものである。このため、令和6年から義務化される相続登記の申請期限は3年である一方、森林所有者届出の期限は90日としているところであり、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。さらに、相続登記は義務化されるものの、その他の登記は申請時期も含めて引き続き任意であることを踏まえれば、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。</p>	<p>森林法第191条の2第2項に基づき、登記所から登記情報の電子データによる提供を受けることも可能ではあるが、提供依頼に当たって紙ベースの申出書と記録媒体(CD-R、USBメモリ等)を管轄登記所に提出することとなり、提供依頼に係る事務負担や記録媒体の紛失のリスクが生じるため、本市においては、地方税法に基づいて登記所から市町村長へ通知される登記情報を活用している。</p> <p>内部利用における具体的不都合、隘路としては、まず、税務部局から林務部局へのデータ提供を可能にするためには、登記所から提供された登記情報を市町村税務システムに取り込む必要がある。登記所の登記システムと市町村税務システムの仕様の違いによりデータ連携が困難であるため、取り込み作業は手入力で行っており、本市の場合、税務部局の職員が所有者、住所、地番、登記年月日等のデータを入力している(30時間程度/週)。</p> <p>また、「相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し」について、森林所有者届出のすべての廃止を求めるものではなく、相続登記義務化後、森林所有者届出期限である90日以内に相続登記を済ませた森林所有者については、森林所有者届出を不要とすることで、申請者の負担軽減を図ることが提案の趣旨である。このことから、ご指摘の相続登記と森林所有者届出との申請期限のズレにより実態把握が困難になるような事態は生じえないと考える。さらに、相続以外の登記手続についても、所有権登記がなされた場合には同様に把握が可能であることから、この場合も森林所有者届出を不要とすることが可能であり、申請者の負担軽減に資すると考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。</p>
<p>指定介護機関の指定及び指定取消しと変更等の届出においては、その性質が異なること、現状として、介護保険法上の変更等の届出がなされた場合に、生活保護法上の変更等の届出がなされたときのみならず取扱いとはしていない。ご提案の変更等の際のみなし届の取扱いを仮に認めた場合、指定介護機関に係る届出先である都道府県等は、正確な指定情報を把握するため、介護保険制度上の届出先から、介護事業所の変更等に係る情報の提供を受ける必要があるが、両者の届出先が事業の種別により様々に異なる場合がある中で、事務負担等の観点から困難であると考えます。</p>	<p>「正確な指定情報を把握するため」について、現在、生活保護法上の指定介護機関の指定を受けるにあたっては、生活保護法第54条の2第2項により、介護保険部局に指定申請を行えば、生活保護部局への指定申請は不要である。しかし、変更等の場合は介護保険部局とは別に生活保護部局へ届出を行わなければならないため、届出の失念・遅延等を招き、むしろ正確な指定情報の把握に時間と手間を要し、多大な負担となっている。</p> <p>また、「両者の届出先が事業の種別により様々に異なる場合がある」については、事業種別により届出先自治体が異なる現状においても、指定や指定取消しにおいて既に情報連携がとれていることから、変更等の届出についても同様に連携が可能と考える。さらに、当府では、介護保険法上の一部指定権限を市町村へ移譲しており、介護保険・生活保護双方の制度において届出先自治体が異なるものの、当府介護保険部局が当府国民健康保険団体連合会から得た指定データ(府内市町村含む)を生活保護部局へ提供することで、支障なく事務が遂行できている(介護扶助運営要領第1-2-(4)ーイに基づき対応)。</p> <p>よって、変更等の届出をみなしとすることは十分可能であり、介護保険部局から情報提供を受けることで、正確な情報の把握と行政事務の効率化が実現し、介護機関と行政双方の事務負担が軽減されることは明らかである。</p> <p>なお、当措置が実現した場合は、指定情報等のデータが一元管理され、生活保護システムの標準化を始めとする行政のデジタル化推進につながるかと考える。介護機関の事務負担軽減が課題となっていることも踏まえ、本提案について積極的にご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
128	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 【重点5】	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされたい。 あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされたい。	指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において、法第49条の2第2項のとおり指定をしなければならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法第15条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護事業者が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号は準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定を取り消すこと等が規定されていないため、当該事由をもって指定取消等ができないのが現状である。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。法的検討としては生活保護部局が行う指導及び検査等が挙げられるが、介護保険部局が指定取消等処分の判断を行った場合に生活保護部局がそれと異なる判断を行うことは考えられず、事務の重複が生じている。また、生活保護部局で検討を行うにあたり、指導や検査の実施や資料確認などの事務作業や処分の妥当性判断に多大な時間を要するため、生活保護部局において大きな負担となっている。 なお、生活保護法の改正により、平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護機関については、生活保護法第54条の2第2項に規定されるとおり、生活保護法においてもみなし指定されることとなった。当該みなし指定を受けた場合、同条第3項及び第4項の適用を受けることとなるため、介護保険法上の指定取消等処分が行われた場合、生活保護部局においてもこの事実のみをもって指定取消等処分を行う。しかし、改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関については、法第54条の2第2項が適用されないため、同条第3項及び第4項の適用を受けない。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。	指定介護機関に対して介護保険法に基づく指定取消等処分が行われたことで生活保護法上指定取消等処分が可能となり、同観点での指導や行政手続等の事務の重複がなくなる。	厚生労働省	北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山市、広島県、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県	○当市においても、指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、介護保険法所管部署の手続とは別に、生活保護部署でも指定取消手続を行う必要があるため、職員や事業者が行う事務に重複が生じている。
129	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	市区町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者等を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。	市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。	市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。	総務省、厚生労働省、国土交通省	いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県	○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。 ○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえ現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地(空き家所在地)に文書送付する、もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がり、必要性は非常に高いと考える。 ○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人がついていない場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、空き家対策を効果的に進めることが可能となる。 ○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。 ○空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多い。この場合、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。 ○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用してはいるところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地在空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご指摘の改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることが可能か検討してまいりたい。</p>	<p>指定取消等処分に係る業務では、処分の可能性がある場合に、不正事由に係る大量の証拠書類の徴取や、関係者に確認を行う必要がある。その際、介護保険サービス事業所の設備基準、人員基準、報酬基準などに適合しているかを、介護保険法所管課ではない生活保護部局が確認することになるが、証拠書類の確認において、例えば報酬請求書類やサービス提供記録など、通常生活保護部局では取扱いに慣れておらず、適正な確認に多大な労力を要する。また、介護保険部局に同行して検査を実施する場合であっても、同観点で確認することとなるため業務が重複している。このように、この現下の取扱いは生活保護部局にとって大きな事務負担となっている。</p> <p>なお、平成26年7月の新法施行以降にみなし指定を受けた介護機関は、介護保険法での指定取消処分等により生活保護法においても自動的に効力を失うことと定められており、このことから、介護保険部局と生活保護部局が異なる判断を行うことは想定されていないことが伺える。</p> <p>以上を踏まえ、新法施行以前に指定を受けた旧法指定機関についても、介護保険法上の指定取消等処分を取消要件とすることや、自動的に効力を失うことについて積極的かつ早急にご検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。</p> <p>提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。</p>	<p>市町村の福祉部局や地域包括支援センターからの情報提供については、「地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される」とのことだが、現行のガイドライン等ではその解釈が明確になっていないことから、市町村の空家対策所管部局が市町村の福祉部局、地域包括支援センター、後期高齢者医療広域連合から必要な情報提供を受けられないことがある。住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などで所有者の居所を特定できない場合に福祉部局等が保有する情報を取得できないことが、市町村が危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼等を行うに当たっての支障となっているため、「空家法第10条に基づく福祉部局等から空家対策所管部局への情報提供は地方公務員法第34条第1項の守秘義務に反しない」旨をガイドライン等において明確化していただきたい。</p> <p>また、後段において「必要に応じた対応を検討する」とされているが、介護保険、国民健康保険(後期高齢者医療を含む)、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関して、情報提供を受けられる旨をガイドライン等において明確化されとの認識でよいか。その場合、具体的なスケジュールを御教示いただきたい。</p> <p>市町村が空家対策を推進するには所有者の特定が必須であり、空家法第10条によって市町村の空家対策所管部局が介護保険等に係る情報や地域包括支援センターが有する情報を取得できる旨及び情報提供をしても守秘義務違反とはならない旨をガイドライン等で明確化することが特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保につながることをお含み置きたい上、必要な対応を検討願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
130	広島県、全国知事会 【重点29】	土地利用基本計画の策定義務の廃止	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める	本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。	地方自治体の業務効率化	国土交通省	伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮崎県	○土地規制についての個別五法(都計法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法)による地域・区域の指定等を行う際は、土地利用基本計画にかかわらず関係課で事前協議が行われており、必ずしも土地利用基本計画が個別五法の上位計画として『総合調整機能』を発揮しているとは思われず、地方の自主性・自立性を尊重する点から、同計画の策定については、地方が選択できるようにすることも考えられる。なお、「計画図」については、一定の有用性があると考えられる。
131	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会 【重点30】	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。 このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直し行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)	地方自治体の業務効率化	外務省、文部科学省	仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県	○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考えられる。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。 ○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。
133	広島県、広島市、全国知事会 【重点31】	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮崎県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。</p> <p>国土の約半数は五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。</p> <p>また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。</p> <p>現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更の際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。</p>	<p>人口減少に伴う土地利用の効率化や災害リスク・自然環境保全を踏まえた土地利用への対応など土地利用上の課題は依然として存在し、国土利用計画法の趣旨は重要なものであると認識しているが、土地利用基本計画の策定や第38条審議会の審議等を経ずとも、調整指導方針を別途定め、庁内連携組織体等により総合調整は可能であると考えている。</p> <p>現行法制上、土地利用基本計画が土地利用の総合調整を行う唯一の存在であるということであるが、現状、各個別規制法の手続が先行し、各計画の上位計画であるはずの土地利用基本計画はこれらを事後的に追認するに留まっている。</p> <p>国との調整に漏れが生じる可能性については、当県の提案では、土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性に鑑み、変更計画図の提供を引き続き行うこととしており、これまでと同様のタイミングで国へ情報提供できるため、支障はないものと考えている。また、国土利用計画法第9条第11項に基づく意見聴取において、約7割について意見が出されているということであるが、当県において、国の関係行政機関から提出された意見等は、過去5年を見ても、すべて事実確認に留まる内容と見受けられ、ご指摘いただいた、国の関係行政機関から提出された意見等により、調整が整った具体例等があればご教示いただきたい。</p> <p>土地利用基本計画の機能を維持しつつ、計画変更にかかる事務負担が軽減されること、庁内連携組織体をベースにすることで、情報共有や調整がより密に行えると考えており、計画の策定義務の廃止を提案するものである。</p>	-	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。</p> <p>同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方向的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。</p> <p>(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)(地方公共団体の基本的な方針)</p> <p>第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。</p> <p>他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体として日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。</p>	<p>いわゆる議員立法で成立した経緯は承知しているが、計画策定への負担軽減、実務推進への注力を目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。</p> <p>また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体が関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。</p> <p>なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>障害福祉計画の作成に当たり、都道府県は市町村が行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められており、管内市町村を包括する広域的な見地から、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等の広域的調整を図る役割を有している。また、障害福祉サービスの量が都道府県障害福祉計画において定める必要な量に達しているか、事業者の指定によってその量を超えることになると認めるときは、サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供する観点から、指定しない総量規制を行うことができる。このため、都道府県障害福祉計画の作成に当たっては、都道府県と市町村との間で密接な連携を図る必要がある。</p> <p>以上のことから、都道府県障害福祉計画の策定義務を廃止することは、こうした都道府県が果たすべき役割への影響が懸念されるため、適切ではないと考えている。</p> <p>他の上位計画(都道府県障害者計画)による代替については、現状として多数の自治体において障害者計画との一体的な作成が行われているものと承知しており、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通する広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、一体的に作成することを差し支えないこととしている。</p>	<p>障害者計画と障害福祉計画の一体的な作成を「差し支えない」とする旨について、通知等による周知をお願いする。</p>	-	<p>【全国知事会】 都道府県障害福祉計画の策定において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
134	広島県、広島市、全国知事会 【重点31】	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減	厚生労働省	長野県、高知県、大分県、宮崎県	—
135	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 【重点32】	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないとする。	地方自治体の業務効率化	農林水産省	長野県、京都府	—
136	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 【重点33】	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないとする。 (肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)	地方自治体の業務効率化	農林水産省	長野県、京都府、沖縄県	○当県においては、10年おきに策定する「沖縄21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害児福祉計画の作成に当たり、都道府県は市町村が行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められており、管内市町村を包括する広域的な見地から、障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等の広域的調整を図る役割を有している。また、障害児通所支援の量が都道府県障害児福祉計画において定める必要な量に達しているか、事業者の指定によってその量を超えることになると認めるときは、サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供する観点から、指定をしない総量規制を行うことができる。このため、都道府県障害児福祉計画の作成に当たっては、都道府県と市町村との間で密接な連携を図る必要がある。</p> <p>以上のことから、都道府県障害児福祉計画の策定義務を廃止することは、こうした都道府県が果たすべき役割への影響が懸念されるため、適切ではないと考えている。</p> <p>他の上位計画(都道府県障害者計画)による代替については、現状として多数の自治体において障害者計画との一体的な作成が行われているものと承知しており、国の基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害児福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、一体的に作成することを差し支えないこととしている。</p>	<p>障害者計画と障害児福祉計画の一体的な作成を「差し支えない」とする旨について、通知等による周知をお願いする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県障害児福祉計画の策定において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に定められた都道府県基本計画の要件を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、農林水産業関連の上位計画等による代替が可能と明確化したい。</p>	<p>都道府県計画に定めるよう努める事項が法第8条第3項に規定されているが、農林水産業関係の上位計画等による代替が可能との明確化。加えて、計画に定める事項の最小限化について、早期実現に向けて引き続きご検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(※)を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、記載項目を満たすものであれば各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しを検討する。</p> <p>(※)法第2条の3第2項に規定する項目 一 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標 二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標 三 酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 四 飼料の自給度の向上に関する事項 五 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項</p>	<p>法第2条の3第2項に規定する項目の記載は、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」)第1の2により様式が定められている。様式は、それぞれの項目に係る現状値と目標値の記入を求めるものが多く、中には統計値が無く、現状値を把握するために、乳業メーカー、家畜市場及び食肉市場に対して調査を行うなど、計画作成に係る負担の多い項目も含まれている。</p> <p>計画の記載内容及び策定手続の簡素化につながるよう、各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しと同時に、計画に定める事項が最小限となるよう御配慮いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
137	広島県、全国知事会 【重点34】	地方スポーツ推進計画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。	地方自治体の業務効率化	文部科学省	茨城県、寝屋川市、高知県、五島市	—
138	広島県、愛媛県、全国知事会 【重点35】	瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。	当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。	環境省	—	—
139	広島県、愛媛県、全国知事会 【重点35】	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	地方自治体の業務効率化。	環境省	—	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>スポーツ基本法は超党派の議員立法により成立したものであり、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等に共通する基本理念(第2条)や、関係者相互の連携・協働(第7条)について定めている。地方スポーツ推進計画は、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るためのものであり(第10条)、独立した行政分野のまとまりであるスポーツ行政について、計画的な行政を遂行する上で基盤となるものである。また、国の計画を参酌した計画策定の努力義務は、教育基本法に基づく地方の教育振興基本計画や文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画と同様である。</p> <p>スポーツ庁は、国としてスポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する立場から(スポーツ基本法第3条)、各地方公共団体に対し地方スポーツ推進計画に関する適切な対応を求めているが、計画の内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではない。</p> <p>計画策定に関する負担軽減については、令和4年度からの第3期スポーツ基本計画において、「地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」「市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい」(本文78ページ)と記載しており、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮している。</p> <p>ただし、既に一部の地方公共団体において実例があるとおり、現行法は必ずしも形式上スポーツ単独での計画策定を義務付けるものではないと解されることから、今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい。</p>	<p>平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)においては、「単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあつては」「必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと」とされていた。一方、第1次回答では、「市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい」とされており、市区町村等の負担に一定の配慮をしていただいたものと認識している。</p> <p>しかし、計画の策定は、本来、地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであるにもかかわらず、地方公共団体に対し、計画の策定を求める姿勢には変わりがないことから、引き続き、地方に対する「実質的な義務付け」を解消するため、計画策定に係る規定を削除することを求めていく。</p>	-	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。</p>	<p>お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。</p>	<p>お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
140	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 【重点36】	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に係る負担軽減を求める。	温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。義務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出削減目標見直しの都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が発発であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。	地方自治体の事務の効率化。	環境省	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟県、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県	<p>○当市においても、改正地球温暖化対策の推進に関する法律により示されたより詳細な目標などを作成することは、難しいと考えるため、簡素化に期待する。</p> <p>○当市では温室効果ガスの排出削減量について、国のマニュアルに沿って算出しているが、国や都道府県の統計値をもとに按分しており、当市で実施している施策等が正確に反映されていないのが現状である。また、算出方法も複雑かつ専門的であるため、担当職員も実績値の算出に苦慮している。ゆえに削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すことを求める。</p> <p>○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。</p> <p>国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。</p> <p>○削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。</p> <p>○当県は、「気候変動対策推進計画(地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した計画)」を策定しているところだが、計画策定に当たっては、温室効果ガス削減シナリオ策定業務の委託料や計画策定委員の報酬など、多大な財政負担となっているところであり、同様に財政負担の軽減及び事務の効率化を求める。</p> <p>○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きいが、算定結果は統計データ等から案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえ、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。</p> <p>○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。</p> <p>国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。</p> <p>○当市においても、計画策定に係る以下の事務について、委託に出しており、負担が大きくなっている。温室効果ガスの総量削減目標の設定にあたって、国の示すマニュアルは、先行事例の簡単な紹介にとどまっており、例えば、国施策による地方自治体の削減量を試算する場合において、県の活動量をどういった指標で測るかなどの明確な手法を示していない。そのため、削減施策に応じて最適な指標で按分することを職員が対応することは困難であることから、委託に出して調査の上試算を行わざるを得ない。</p> <p>国は指定都市等において再生可能エネルギーの導入目標を義務付けているが、マニュアルにおいて目標設定に係る明確な手法を示しておらず、内容が専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して目標設定せざるを得ない。</p> <p>排出量の推計については、マニュアルにおいて標準的な手法が示されているものの、国により標準的な推計ツールが提供されておらず、職員が複数の統計を用いてデータを整理し、推計を行うことが専門的で困難であることから、委託に出して独自のツールを作成せざるを得ない。</p> <p>○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。</p>
141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 【重点37】	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。	内閣官房	栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県	○組織改編に伴い変更を必要とする事例が生じているが、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方公共団体実行計画区域施策編は、これまで都道府県や政令指定都市等について策定義務が課せられていたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、これら以外の市町村においても策定について努力義務とする旨規定された。2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進等を行うことが期待されている。</p> <p>一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うとともに、地方公共団体の区分ごとに取り組むことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨しているところ。また、マニュアルについては、地方公共団体における計画策定等により役立つよう、今年度中を目処に改定を行う予定。さらに、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表しているところ。今後も、地方公共団体のご意見を踏まえ、事務負担軽減を図るよう、これらのマニュアル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。</p> <p>また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は、同協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の要否を判断することが可能である。</p>	<p>本編170ページ、算定手法編300ページにも及ぶマニュアルでは複数の算定手法が例示されているが、精度を考慮した算定手法を選択するには、算定に用いる統計の特性(全数調査か、アンケートからの類推か、等)などを把握する必要があり、その選択・決定はマニュアルを見るだけでは困難である。削減量の算定にあたっては、自治体別に公表されている統計値を使用するとともに、シート上にどの統計数値のどの部分を採用すれば算定できるのかを明示していただきたい。</p> <p>自治体排出量カルテは、現状の把握はできるものの、今後自治体に対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等によって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない。</p> <p>地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、自治体別に削減目標値や実績値を容易に誰でも算出できるよう、改めて見直していただきたい。</p> <p>(回答記入時点(7月29日時点)では、環境省ホームページにおいて簡易版マニュアルは準備中とされており、内容の確認ができていない。)</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定手続きについて、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うとともに、計画に記載すべき削減目標値の算出にあたっては負担を軽減するための措置を検討すること。 加えて、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画(以下「同計画」)を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聴き方を柔軟に変更することは可能である。</p>	<p>都道府県が行動計画を改定する際の、あらかじめの学識経験者への意見聴取方法は具体的に規定されていないものの、意見聴取そのものを省略することは認められていないと解する。</p> <p>今回の提案では、計画内の用語のみの変更や実質的に行動内容の変更を伴わない文言の変更など、専門的な判断を求めるものではなく学識経験者の意見聴取が必要ないと考えられる軽微な変更の場合には、意見聴取を省略することを可能としていただきたい。法改正が困難であれば、運用で対応できるよう通知等で明確に示していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な変更に係る手続きについては自治体における業務の負担軽減と効率化が図られるとともに、都道府県の判断により柔軟な対応が可能となるような見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
142	広島県	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	平成31年に当県港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として486百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となっている。そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。	地方自治体の技術的負担の軽減。	国土交通省	茨城県、神奈川県、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合	○当県においても、港湾計画の改訂時期を迎えており、改訂に係る調査費等を試算すると約200百万円に上り、単県費で大きな負担となっているため、改訂において必要な各種データの提供等の技術的支援を求める。 ○令和2年に当県港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約6年、また環境調査や調査検討費などの事業費として約120百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となった。 ○長期構想計画及び港湾計画の改訂は社会情勢の動向分析や将来の貨物量推計など、技術的に高度な解析調査業務が必要であるが、このような業務に対する知見の少ない港湾管理者にとっては国からの技術的支援が必要である。また、港湾計画改訂等にかかる業務委託費はすべて単独府費となっており、府財政の大きな負担となっている。技術的支援に合わせて財政的支援も必要である。 ○当県においても令和2年に港湾計画の改訂を行ったが、策定にあたり1.5億円程度の費用を要しており、補助や起債等の財政措置がなく、単県費で大きな負担となっている。
143	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている。行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。 (背景) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。 これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。	申請者が、手数料等の納入のために金融機関や県の窓口を訪問する必要がなくなる。また、クレジットカード決済やQR決済と異なり、地方公共団体において、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが不要となる。	デジタル庁、総務省	新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県	—
144	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県	○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17,000件超)

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>港湾計画の改訂については、地方公共団体等の港湾管理者が実施していますが、国は、必要に応じて、港湾管理者に技術的支援を行っております(例えば、港湾管理者が求める他港の事例や関連データの提供など)。 ご意見のありました、より多様なデータ提供や社会動向分析等についても、国として、港湾管理者と意見交換を行いながら、技術的支援を進めて参りたい考えです。</p>	<p>港湾管理者との意見交換を通じて、改訂に当たって必要となるデータの提供や貨物量推計に関する最新の知見等の提供を積極的に行うなど、さらなる支援の充実に努めていただき、港湾管理者の負担軽減となるよう支援をお願いします。</p>	-	<p>【全国知事会】 港湾計画の改訂においては、多大な人役や予算を要することから、一層の技術的支援を行うなど、さらなる支援の充実に努めること。</p>
<p>公金受取口座登録制度(口座登録法)は、公的な給付の迅速かつ確実な実施を目的とするものであり、行政手続の手数料等の引落しへの利用は本制度とは趣旨・目的を異にするものと考えます。 なお、口座引落しを可能とするためには、行政機関が口座情報の提供を受けるだけでなく、国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要となります。 このため、本制度において対応することは困難と考えられます。</p>	<p>現行の公金受取口座登録制度(口座登録法)を活用しての対応が困難なことについては承知しているが、国民にとっての利便性向上、行政機関にとってのコスト削減につながるものであり、また、マイナンバーカード取得の契機にもなると考えられることから、同制度にとらわれない新たな制度検討をお願いしたい。例えば、金融機関と行政機関の間の契約を事前に結んだ上で、利用者が行政手続にかかる引落口座を登録しておき、電子申請の際に、口座情報の把握のために申請者からマイナンバーを提供いただくことで引落を行う制度とすれば、引落を了承した申請を行う時点で双方の意思の合致があるとみなすことができると考える。このように、行政手続の手数料等支払の際に電子的に口座情報を提供できる環境の整備のため、新たな法整備等の必要な措置を検討いただきたい。 なお、1次回答中の「国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要」との御指摘については、現行の預金口座振替制度を前提としたものであり、上記法整備等による新たな口座振替スキームの構築が可能となる場合には、処理がスムーズになるよう、一般社団法人全国銀行協会とも連携を図ったうえでの検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。 住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。</p>	<p>登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのこと、よろしく願います。 本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
146	広島県、宮城県、愛媛県	水質調査等に係る海上での採水作業等について、事前通知又は届出の規制対象から除外する。港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官の許可又は海上保安庁長官への届出を不要とすること	水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	【現行制度について】当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。 【支障事例】採水作業に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を見越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。 【制度改正の許容性】漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにも関わらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の態様は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。	行政や民間事業者の事務負担の軽減が見込まれる。	国土交通省	茨城県、川崎市、長崎県、熊本市	—
147	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	国による最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するように見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じることとなった。	当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じることとなった。	各都道府県選挙管理委員会が原稿を作成・確認することが不要となり、事務の正確性と効率化が期待できる。	総務省	茨城県、三重県、滋賀県	○在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方および在外公館へ送付している現状がある。また、在外邦人に最高裁判官の国民審査で投票を認めていない国民審査法について違憲とした令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁判官の審査用紙を、国において印刷し地方および在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられる。国において審査用紙を印刷するのであれば、その印刷原稿(データ)を各都道府県へ送信することは可能であると考えられる。原稿は、選挙管理委員会名や印影だけの校正となり、各都道府県における裁判官名の校正や、読み取り機での読み取り可否に関する調整時間が省けることになり、非常に有効な事務と考える。 ○投票用紙は、各種選挙機器メーカーの既存機器が対応できること、印刷業者が対応できることも考慮して仕様を作成しているため、国内の全機器メーカー、印刷業者が対応可能な仕様であることが必要不可欠である。その点を踏まえつつ、提案の実現をしてほしい。
148	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県経由事務の見直し	「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。 ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。	都道府県における行政事務にかかる時間が長い。そのため、都道府県を介することなく、国(経済産業局)と市区町村等が直接手続きを行うことで行政の効率化を図ることができる。	経済産業省	神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県	○都道府県経由で申請した場合、県の交付決定後の事業開始となることや、実績報告の提出、市町村への支払、額の確定を年度内に実施することとなるため、市町村の事業実施期間が短くなっている実情がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>採水作業を含む水質調査の行為内容は、通常の航行形態と異なり、一定の場所への船舶の停留や資機材の海中への投入を伴うものであることから、船舶交通に支障を及ぼす恐れがある。また、船舶交通の安全を確保する観点から、水質調査を行う際は、作業実施者において所要の安全対策を講じる必要があり、当庁としても事前に、その内容を確認する必要がある。このため、原則として、このような行為は海上交通安全法及び港則法上の許可等の対象と位置付けており、一律に規制対象から除外することは困難である。</p> <p>書類の提出期限に係るご指摘事項については、審査に当たり、船舶交通に与える影響を踏まえた安全対策の精査や港則法等に基づく航行制限の要否等を判断する必要があるため、原則1ヵ月前までの書類提出を求めているところであるが、ご指摘のような比較的迅速な処理が可能な許可申請については、申請の内容を事前にご相談いただくことによって、申請書が1ヶ月前を過ぎて提出されることも可としている。</p>	<p>様々な採水手法が想定される水質調査を一律に規制対象外とすることは困難だと理解できるが、当県の水質調査の行為内容は、次のように船舶交通に支障をきたすとは考えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長等の船員は、調査員と別に配置し、周囲の航行の状況を常に確認していること ・調査船は作業中、エンジンを起動したままアンカーを下ろさないため、緊急時には直ちに作業を中止し移動可能であること ・海中投入する資機材は、漁具と比較しても大きさや数量がはるかに小さく、ロープが他船に絡む等周囲に及ぼす危険性が低いこと ・作業時間は、3分から長い場合でも30分程度と短時間であること ・採水作業は、基本的に海面状況が安定した状態でを行い、低気圧接近時や強風時等海面が荒れる場合は作業を中止しており、漂流等により船舶航行の安全に支障を及ぼす可能性が低いこと <p>以上のとおり、船舶交通に対する安全確保に細心の注意を払っており、規制対象外の漁具の設置を含む漁業やレジャー目的の遊漁船等の行為の態様と比較しても、現状の規制は必要以上に過度なものと考えられる。軽微な作業まで一律に同様の手続きを求めることは、作業実施者にとって大きな負担となっていると考える。</p> <p>また、許可や届出の対象となる海域や行為が具体的に公表されておらず、その都度、対象が否かを海上保安部に確認することが必要な状況の中で、水質汚染事故等の緊急時の水質調査などは予見できないケースもある。</p> <p>については、船舶交通に支障をきたす恐れのない軽微な作業については、港則法及び海上交通安全法において手続きが必要な行為から除外いただくことを再度ご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、左にあるように、各都道府県選挙管理委員会において地域の実情に応じて仕様を作成し、印刷しているものと承知しており、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、印刷原稿の作成も各都道府県選挙管理委員会において印刷と一貫して行われる必要がある。</p> <p>なお、最高裁判所裁判官国民審査法第4条の2の規定による審査予定裁判官の氏名等の通知については、裁判官の氏名をコピー・ペーストにより印刷原稿に転記することが可能な形式(PDF形式)で提供しているが、他のファイル形式での送付など、各都道府県選挙管理委員会の利便性に更に配慮してまいりたい。</p>	<p>現状においては、在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付されていることから、国民審査の投票用紙についても、必ずしも地域の実情に応じて仕様を作成しなければならないような性質のものではないと考える。</p> <p>また、令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁判所裁判官国民審査の審査用紙を、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられることから、これに併せて国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供することは可能かつ合理的と考える。</p> <p>なお、転記可能なファイル形式や他のファイル形式での提供があったとしても、各都道府県選挙管理委員会での印刷原稿の作成・確認をしなければならないことは変わらないため、利便性が向上することにはならない。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金は、 ①都道府県が事業を実施する「直接交付事業」と市町村が事業を実施する「間接交付事業」の両事業から構成されていること。 ②「間接交付事業」については、申請内容について、各都道府県の公共用の施設の整備計画や地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行う必要があること。 ③都道府県、石油貯蔵施設が設置されている市町村と隣接する市町村への交付額の配分等について調整が必要であること。 等の理由により、都道府県がとりまとめた交付申請等の事務作業を行うことが必要である。</p>	<p>当交付金は石油貯蔵量に応じた交付金であり、当県ではほとんどを市の消防活動用の事業が占めているため、県の整備計画等と照らし合わせる事業はないと考える。仮に、そのような事業があったとしても、県内市町に跨る広域的な調整事務とはならないため、各市が関係部局・省庁と必要に応じて、直接調整・協議を行うことが可能であり、かつその方が合理的であると考える。</p> <p>交付額の配分等については、国の規定に基づき行われているものであり、県が関与する必要性は低く、管轄の経済産業局が調整を行うことが望ましい。</p> <p>また、交付決定や支払の手続き等を県が介することで多くの事務処理が発生し、とりまとめに必要な期間も長くなっており、効率的な業務執行のため、国と交付申請を行う市において直接事務作業を行うことが望ましい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
150	広島県、宮城県、愛媛県	普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し	普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。	普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同意等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同意等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たないと正確な数値は把握できないが、提出期限がそれよりも早いため、やむなくその時点での見込みで提出している。(一方で、地方債課の発行状況調は6月上旬の期限であり、正確な数値が報告可能となっている。)このため、同意等額と実際の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要が生じ、事務負担となっている。また、このことが錯誤措置が増える要因ともなっている。	交付税検査での錯誤措置の減少し、また、交付税課、地方債課にそれぞれ同内容の数値を報告しているという事務負担が軽減する。	総務省	花巻市、いわき市、茨城県、東大和市、新潟県、福沢市、京都府、府中町、山口県、高松市、高知県、長崎市、宮崎県	○現在の事業費補正の県提出のタイミングは実際には発行額が未確定の状況となっている。また、借入事務と起債計画作成事務と普通交付税算定事務を同時併行での作業となっているため、チェック体制が十分にとれない状況が見られる。 ○前年度同意等を行った地方債については出納整理期間中に借入を行う団体が多く、利子等が確定しない段階で普通交付税の基礎数値の報告締切となるため、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。 ○提出期限が例年5月下旬となっているため、市町村から県市町村課への報告期日はさらに前となっている。そのため、一旦見込の数値を作成し、決算額が固まり次第、短期間で更新するという作業を取っており、事務量が多くなってしまっている。
153	豊田市	身体障害者手帳の申請時における写真提出及び手帳の記載事項としての写真表示の義務付け廃止	身体障害者福祉法施行規則において、身体障害者手帳の交付申請時に「身体に障害のある者の写真」の提出が必要とされており、身体障害者手帳に記載すべき事項として交付を受けた者の写真を表示するものとされている。これを、やむを得ない場合は、申請時の写真の提出及び身体障害者手帳への写真の表示を省略できるものとするを求める。 【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則において、精神障害者保健福祉手帳については、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする定められており、同様の運用が身体障害者手帳においても可能であると考え。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用や補装具費の支給、各自治体における手当の支給や医療費の助成等、身体障害者に対する支援の多くは、身体障害者手帳の交付が条件となっている。身体障害者手帳の申請者は、申請時に長期の入院をしているケースもあるが、病院の面会制限等により、写真を撮ることが難しいことがある。他にも、病院の職員がカメラを預かることができないので写真の用意ができないといった入院中の申請者からの相談や、証明写真機以外の手段で写真を用意することが技術的に難しいといった高齢者からの相談等が、本市では年間10件程度ある。その結果、身体障害者について医師の診断を受けているにもかかわらず、写真の用意できないことのみによって、身体障害者手帳の交付が受けられず、必要な障害福祉サービスや手当等の支給が受けられないという支障が発生している。	【制度改正の必要性】やむを得ない事情がある申請者については、写真なしで身体障害者手帳の申請や交付ができるようにすることで、必要な障害福祉サービスや手当等の支給を速やかに行うことができる。具体的には、入院中の面会制限によってこれまで身体障害者手帳の交付を受けられなかった方が、必要なときに医療費の助成や、退院後の施設利用等について申請できるようになる。 【その他】顔写真付きの身分証明書としての利用ができなくなり、また、交通機関等の対応によっては割引等の利用ができなくなる可能性があるが、現状の精神障害者保健福祉手帳の取扱いと同様に、写真がない場合は身分証明書として利用できないことなどを周知し、写真貼付に伴う機能が必要となったときに手帳の再交付を行うことで対応が可能である。また、やむを得ない事情として長期の入院等により外出が困難な申請者等を想定しており、身分証明書としての利用や割引等の利用をすすめる機会は少ないと考える。	厚生労働省	宮城県、山形市、前橋市、長野県、笠岡市、広島市、高知県、大村市	○本市においても左記支障事例と同事例があり、やむを得ない場合に限り写真の提出及び身体障害者への写真を省略することができれば、必要な支援を受けることに繋がるため本提案に賛同する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。</p> <p>ご指摘の地方債同意等額の基礎数値の報告期限は、上記の状況を踏まえて5月下旬頃と設定しているものであり、出納整理期間中の借入見込みも含めて全地方団体からスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。</p> <p>一方で、地方債課が照会している「発行状況調」は、地方債の発行状況等を全国的な統計データとして整理するためのものであり、出納整理期間後の正確な数値の報告が必須である。また、調査の趣旨や項目も普通交付税の基礎数値照会とは必ずしも一致せず、調査の一本化はかえって地方団体の事務の煩雑化を招きかねないと思われる。</p>	<p>地方債課が照会している「発行状況調」と普通交付税基礎数値照会の趣旨や項目が必ずしも一致しないのは承知しているが、地方債課が照会している「発行状況調」には、調査要領 4留意事項(1)の中で、総務省自治財政局交付税課から照会「令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」で報告する額と突合の上、記入することの記載がある。</p> <p>当県もこれに従い、可能な限り突合作業をしているが、5月下旬頃に借入見込みも含めてスケジュールどおりに報告する数値と、出納整理期間後の正確な数値を突合させることは、現実的に困難である。調査の一本化が困難であることは理解できるが、この提案の趣旨を理解いただき、交付税検査の錯誤措置の減少につながるよう、普通交付税の交付決定期限が8月31日までということであれば、交付税基礎数値の報告時期を2週間程度後ろ倒しにするなど何らかの改善策を講じていただきたい。</p>	<p>【高知県】 7月中の交付決定を前提とした場合における地方債同意等額の基礎数値の把握時期を5月下旬から6月上旬に変更することによる「各団体の錯誤の減少、事務の軽減」と「貴省の算定事務作業の期間短縮によるミスの発生等」との比較考量であるため、本年度の結果等を検証するなど、効率化に向けて引き続き検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>身体障害者手帳の申請時の写真提出及び手帳への写真の表示については、身体障害者施行規則第2条及び第5条において規定されている。</p> <p>身体障害者手帳の写真は当該者が適切な更生援護を受けるために必要であることや、身体障害者手帳が身分証明書として利用されている実態があることから、原則として写真表示は必要であると考えている。</p> <p>一方、精神障害者保健福祉手帳では、「やむを得ない場合」は写真の表示がないことで受けられるサービスに差異が生じることを説明の上で、写真を表示しないことが可能とされていることを踏まえ、身体障害者手帳においても同様に、「やむを得ない場合」は身体障害者手帳の申請時の写真提出及び手帳への写真の表示を省略できるよう、身体障害者福祉法施行規則の一部改正を検討することとした。</p> <p>なお、検討にあたって「やむを得ない場合」が例示されている場合以外にも、想定されるケースがあるのか等、実態を確認し留意することとした。</p>	<p>お示しのとおり、精神障害者保健福祉手帳では問題なく運用がされている現状を踏まえ、「やむを得ない場合」は身体障害者手帳の申請時の写真提出及び手帳への写真の表示を省略できるよう、身体障害者福祉法施行規則の一部改正をお願いしたい。</p> <p>「やむを得ない場合」に該当すると考えられるケースについて、提案の際に例示したもの以外では、当市では、「入院中の衰弱した申請者(障害者)の写真撮影することが、家族として心理的に難しい」、「独居で、障害により外出が困難であるため、顔写真の撮影や印刷をする手段がなく、申請ができない又は遅れる」といった相談が寄せられている。</p> <p>また、身体障害に該当する旨の診断を受けているにもかかわらず、顔写真の用意ができないために身体障害者手帳の交付を受けることを諦めてしまうケースも、一定数あることが想定される。</p> <p>「身体障害者手帳の写真は当該者が適切な更生援護を受けるために必要であることや、身体障害者手帳が身分証明書として利用されている実態があることから、原則として写真表示は必要」とあるが、身体障害者手帳を身分証明書として利用する必要がない人が、顔写真を用意することができないという理由のみによって、適切な更生援護を受けられないことになり得るといふ現行制度の問題を解消するために、早急に省令改正をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
154	豊田市	介護保険制度における訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの指定基準の緩和	介護保険法等において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければ開設できないと定められている訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリ」という。)、通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリ」という。))について、事業所の指定基準を見直し、訪問看護のように、開設できる法人格や開設場所の制限を撤廃するとともに、人員基準で求められているリハビリテーション事業所の医師の配置を必須とせず、主治医との連携をとることによりサービス提供を可能とするよう指定基準の緩和を行うことを求める。	【現行制度について】 介護保険制度上、訪問リハビリ、通所リハビリの事業所指定は病院等に限定されている。 【支障事例】 事業所指定の限定により事業者の新規参入が困難な中、要介護高齢者が利用する維持期・生活期リハビリテーションへの診療報酬算定が終了し、平成31年4月1日以降は介護保険によるリハビリテーションを利用することとされた。しかし受け皿となるリハビリテーション事業所が少なく、高齢者に対して状態像に応じた専門的リハビリテーションを十分に提供できる環境が整わないことから、医療保険のリハビリテーションで改善しても、その後介護保険のリハビリテーションに移行できず、状態の悪化、フレイルの進行、日常生活動作の低下などが懸念される。 【支障の解決策】 介護保険の訪問リハビリ、通所リハビリについて、訪問看護のように開設できる法人格や場所に制限を設けず、併せて主治医と連携することにより医師を必置としないなど指定基準の緩和を行う。	リハビリテーション事業者の新規参入が促進され、専門的な機能訓練を受ける機会の増加による高齢者の介護予防の充実のほか、主治医とリハビリテーション事業者の効果的な役割分担による医療と介護の連携強化、リハビリテーション職の就業機会創出によるマンパワーの掘り起こしなどにつながる。 【事業所開設に関する事業者の意向】 (訪問リハビリ) 訪問看護において理学療法士等の利用者宅訪問は認められているが、看護業務の一環としてのリハビリテーションに制約され、別途看護職員による訪問が必要なことから職員確保の負担が大きく、指定基準が緩和されれば開設意向があると思われる。当市在勤の理学療法士等に確認したところ20名中4名から「事業所を立ち上げたい」との意向があった。 (通所リハビリ) 利用者の状態に合わせてリハビリテーションをマンツーマンで集中的に行うことで効果が見込める事例があるが、介護報酬体系の違いから通所介護ではこれに適したサービスが困難である。通所介護よりも短時間の報酬設定があり、加算においてもマンツーマン指導が可能となっている通所リハビリの開設が可能になれば、現在当市内で増えている機能訓練を重視した通所介護の事業者は、開設意向があると思われる。	厚生労働省	千葉県、神奈川県	—
155	豊田市	間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し	「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採をする場合を追加する。	伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところ、間伐は森林の成長を促進させるものであって過剰な伐採を伴うものではないから、間伐の場合には伐採届の提出を求める必要はないものと考ええる。また、当市では間伐の状況は森林整備事業補助金の申請を通じて把握することができている。それにもかかわらず、当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方にとって事務負担となっている。また、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している例が多いと認識している。この場合、線下伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、線下伐採に係るものが約3割に当たる92件を占め、電気事業者及び市町村双方にとって事務負担となっている。当市における受付事務において、1件当たりの作業時間は、間伐の場合は約2時間、線下伐採の場合は約1時間30分を要す。ただし、届出地番数や保安林照会数に応じて時間数が増加する。	森林所有者、電気事業者及び市町村における伐採届に係る作成業務や受付処理などの事務負担が軽減される。	農林水産省	札幌市、花巻市、郡山市、金沢市、福井市、可児市、四日市市、広島市、熊本市	○当市においても、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している。 線下伐採は、電気事業法第39条第1項に定める電気設備に関する技術基準を定める省令第29条において、送電線と植物の離隔距離を確保しなければならないという義務に基づいて行われるものであり、適正な森林施業を確保するためのものではない。また、伐採後の造林の計画において人工造林または天然更新を実施しても、保守のため定期的に伐採を繰り返すこととなり、森林整備とは異なる考えである。 ○伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところである。電気事業者は、電力送電施設の保守に係る樹木の伐採として、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採及び保安伐採を実施していると認識している。線下伐採及び保安伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市における線下伐採及び保安伐採の状況は令和3年度の伐採届の届出件数50件のうち、約6割に当たる30件を占め、当市及び電気事業者にとって事務負担となっている。 ○当県においても、線下伐採における伐採届は、県内14市町で250件を超える年もあり、制度が改正されれば事務負担軽減が期待される。 ○当市は、市内の民有林における林業がなく、森林組合もない状況であるため、令和3年度の間伐の実績は、森林経営管理制度の運用により当市が行う民有林整備の他、他市町村の森林組合が県の補助を受けて当市の森林で実施した間伐(令和3年度のみ)の3件のみである。 しかし、電力送電施設の保守に係る線下伐採による伐採届は、当市に提出された伐採届全体の約5割(令和3年度伐採届34件のうち16件)を占めており、事務負担となっている。 ○電力送電施設の保守を目的とした線下伐採に係る伐採届については、主伐または間伐どちらで扱うのか、伐採後の造林は必要とするのか等、市町村によりその取扱いが異なることから、届出事業者との調整に苦慮していることについて、市町村より相談を受けている。電力送電施設の管理にあたり、全国的に同じ伐採方法が取られているなら、国により全国統一的な伐採届の取扱いを定める必要があると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>現在、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、医師の診療に基づき、医師や理学療法士等が利用者の医療ニーズや心身状態等を踏まえリハビリテーション計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が実施することとされている。</p> <p>心身の状態が不安定な高齢者に対し、安全かつ効果的なリハビリテーションを実施するためには、医師による診察に基づき、リハビリテーション実施中の留意事項、負荷量等の指示を随時受けられる体制が重要であると指摘されているところ。</p> <p>このため、現状の医師の配置がある病院や老健施設等であって、利用者の病状等を把握している医師が継続的な医学的管理の下でサービス提供可能な事業所から、対象事業所を拡大することについては、社会保障審議会介護給付費分科会等における慎重な議論が必要と考えており、現時点で基準を緩和することは困難。</p>	<p>平成29年度の社会保障審議会において、病院等が、人員やスペース等の都合から通所リハビリ開設を困難とする意向が述べられており、当市においても医師から同様の声があがっている。加えて、通所介護よりもリハビリテーションが充実した通所リハビリの受け皿の増加を望む声もある。訪問看護でのリハビリテーション回数が制限されていることにより、訪問リハビリの需要が高まっているが、医師の必置などの指定基準の制限があるため事業所が増えない現状。当市では総合療法士という名称で多様なニーズに応えられる人材の確保を進めており、活躍の場を広げたいと考えている。</p> <p>現在、訪問リハビリ、通所リハビリのサービス提供時間と医師の勤務時間を一致させる規定がない中で、サービス提供ができており、訪問リハビリでは、理学療法士等が利用者宅に訪問してサービスを行うため、医師と遠隔でも実施できている。これらのことから、訪問リハビリ、通所リハビリへの体制に関して、リハビリテーション事業所の医師と「かかりつけ医」で差が生じるとは考えにくい。また、訪問看護は医師の指示を受けた看護師等の訪問によりサービスが提供されており、主治医との連携を図りながら事業運営ができてきていることから、訪問リハビリ、通所リハビリにおいても同様の方法でサービス提供が可能と考える。</p> <p>以上を踏まえ、人員やスペース等の理由から、維持期のリハビリテーションを行えない医療機関が多い中、高齢化の進展に伴う介護需要の高まりを踏まえ、リハビリテーションの受け皿を増やし、高齢者の居宅生活を延伸すべく、早急に審議会等で指定基準の緩和の議論を開始すべきではないか。今後の具体的な検討内容や方法、検討時期の目安を早急に示して頂きたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>
<p>森林法においては、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないよう、市町村森林整備計画において森林施業の規範等を定め、立木の伐採が計画された場合には、市町村の長は、伐採届の内容が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、適切な森林施業を確保するため、必要に応じて指導・勧告等を行うこととしている。</p> <p>間伐に関する届出については、市町村の長は、間伐であっても、林分の状態を踏まえた適切な伐採がなされることを伐採届により確認する必要があることから、森林法第10条の8第1項各号に間伐する場合を追加することは困難である。</p> <p>なお、森林整備事業に係る補助金を活用する場合においては、森林法第11条の森林経営計画の認定を受けている箇所や、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条の特定間伐等促進計画が作成されている箇所が大半と考えられ、この場合、森林法第10条の8に基づく事前の届出は不要である。</p> <p>線下伐採に関する届出については、本届出制度は、伐採の規模や目的にかかわらず、市町村の長が周辺地域への影響や災害発生の危険等を確認するために措置されているものでもあり、通常行われる電力送電施設の保守に係る線下伐採についても、届出の対象としている。</p> <p>一方、伐採後は森林として維持をせず転用するものとして届出された場合には、転用完了後に地域森林計画対象民有林から除外され、その後の伐採等の届出が不要となる。</p> <p>こうした点も踏まえ、線下伐採の実情を把握し、電気事業者及び市町村双方の事務負担軽減が可能か今後検討してまいりたい。</p> <p>なお、非常災害により、緊急に立木を伐採する必要がある場合は、事後届出により対応可能である。</p> <p>また、樹木の枝の剪定を行うことについては、森林法第10条の8の規定による伐採等の届出は不要とされている。</p>	<p>間伐について、除伐する場合は、伐採届が不要（森林法第10条の8第1項第10号）となっているが、除伐は「植栽木以外の異種を伐採すること（異種競争の緩和）、間伐は「植栽木と同種を伐採すること（種内競争の緩和）」であって、どちらも森林の適切な成長を促す目的で行うものであることには変わりないから、間伐の場合も伐採届の提出は不要であると考ええる。</p> <p>また、送配電事業者が実施する電力送電施設の保守に係る線下伐採について、市町村の長として周辺地域への影響や災害発生の危険等を確認することは至極当然であるが、送電線に沿って帯状に必要な最小限の伐採が行われるものであり、土地の形質変更を伴わず伐採後の造林（主に天然更新）も行われるため、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすとは考えにくい。国民の生活に必要な不可欠なライフライン維持であるという明確な伐採目的を有していることから、森林施業における基本的事項を示した市町村森林整備計画に適合しているか確認する必要はない。</p> <p>いずれの場合も、森林法施行規則第9条第1項の規定により、特定の期間（伐採を開始する日前90日から30日までの間）でしか届出ができないため、届出件数の多い森林施業者及び電気事業者においては、届出機会の調整や資料作成等が事務負担となっている。こうした支障が解決するよう、間伐及び線下伐採の場合の伐採届の提出を不要とすることを基本として、事務負担の軽減について検討を求める。</p>	-	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
156	豊田市	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。 地域の実情の一例【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合【例2】出勤体制において一定の水量が確保されている場合(※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡気泡消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能)	高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日消防消第272号)において、2037年までに消防水利の整備率100パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約78%を占める消火栓は(令和3年4月1日現在)、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。以上のことから、水道局からの水道管のダウンサイジングに係る要望に対し、消防局(本部)は、56年前の科学的根拠に基づく消防水利の基準により、整備率を維持するため、ダウンサイジングは認められないと回答をせざるを得ないといった支障がある。また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。	地域の実情に応じて水道管の減径を認めることで、水道管更新のコスト削減、水資源の適正利用等、水道の基盤強化に繋がる。また、改正前の基準では水利の基準に適合しない消火栓を、水利の基準に適合する消火栓とすることが可能となり、消防水利の整備率の向上に繋がる。これらは、水道管路の減径と消防水利の確保という分野横断的な相反関係を解決し、持続可能な安全・安心な地域社会の創生に資することができる。	総務省、厚生労働省	高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、京都府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合	○適正な口径により配水管の整備を行っているが、今後、現行ルールにおける消防水利への配慮が口径を縮小する際の課題となるケースが生じる可能性がある。 ○当市でも同様の問題に直面しており、消防水利の整備率向上があまり見込めていない状況である。 ○当局管内では、地域特性から直径150mm以上という基準で全ての消火栓を設置することは困難であるため、直径100mm以上とし、対応している。 ○消防水利が乏しいなどの理由から、新たな消防水利の設置を余儀なくされている地域において、防火水槽の設置が困難な場合には、既存の配水管が、消防水利の基準に適合していても、消火栓を設置している。また、配水管のダウンサイジングにより消防水利の基準に適合しない消火栓となっている箇所も発生している。そのため、現在の水利基準では、消防庁の示す目標数値に近づけることは困難であることから、消火栓の設置要件に係る配水管の管径を地域情勢等に合わせた緩和ができるようにすることは妥当と考える。 ○減少傾向にある料金収入、増えつつある更新需要(耐震化)といった求められる施設機能向上等により経営状況が厳しくなっており、水道施設の更新・耐震化を進めるにあたっては、「健全かつ安定的な事業運営が可能な水道(持続)」を目指した効率的な水道施設の整備(ダウンサイジング等)を進めているところである。管路の更新計画に伴い、火災発生時の消防水利としての機能を果たすことを目的としている消火栓の新設、移設又は撤去に関しては消防担当部署と事前協議を行なっているものの、消防水利を考慮した協議には苦慮しているところである。 ○当局においても、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日消防消第272号)のとおり、消防水利の整備率100%に向けて、整備を進めているが、地域によっては人口減少に伴い水道配管の口径が縮小していることから消防水利の基準を満たす消火栓設置は難しい状況である。水道配管が時代の状況変化によりダウンサイジングを進めざるを得ない状況は理解しているが、一方、消防水利の基準は56年前に作成されたものであり、以前に比べ消防ポンプの性能や火災防ぎょ戦術は大きく変化していることから、消防水利の基準も状況の変化を考慮し再検討する必要があると考える。 ○当市においても水道管のダウンサイジングを進めているが、消防水利に関する基準に適合する範囲内で更新事業を進めているため、水道事業会計の観点では、適正な管径で布設替えてきていないのが現状である。消防的観点では、現状、消火栓の充足率は100%ではあるが、今後、ダウンサイジングにより現有的消火栓が基準から外れることになれば充足率に影響を及ぼす恐れがある。上記のように、水道分野と消防分野において相反関係となっている。
157	豊田市、足利市	給水区域の重複を可能とすること	他の給水区域と隣接した地域について、当該他の給水区域からの給水を可能とし、不要な水道施設等(ストック)を縮減可能となることから小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者の負担の軽減を目的に給水区域の重複を可能とすることを求める。	給水区域境界が存在する道路には、双方の水道事業者がそれぞれ配水管を埋設し管理している。隣接する水道事業者がそれぞれに配水管を埋設することで継続的に維持管理が必要な水道施設等(ストック)が増えることになり、水道事業者の負担となっている。水道法第8条では給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことと規定されており、令和3年度全国水道関係担当者会議及び水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)に区域外への給水の解消方が定められているが、水道法に基づく給水区域変更や事業計画の変更の手続きが必要となるため、住宅建設等の需要に間に合わずトラブルになっている。	水道事業者が管理する水道施設等(ストック)のうち不要なものが軽減でき、将来に掛かる更新工事費が削減され、水道事業者の負担が軽減する。他の給水区域との隣接地域における配水管の新設工事が削減でき、給水申請から開栓(給水開始)までの行政手続きに掛かる時間が短縮できると共に、給水申請者が負担する新設管の工事費が削減でき住民の経済的な負担も軽減できる。	厚生労働省	ひたちなか市、所沢市、大阪府	○管内の水道事業者において、類似の支障事例が生じている。市町村境界付近の住宅から給水申込みを受けた際、その面前道路には他市町村の配水管が敷設されているが、当該市町村の配水管は敷設されておらず、離れた既設の配水管から給水管を整備する必要があり、需要者にとっても過大な負担となる。これを他市町村の管を利用して給水する場合でも、①水道事業の認可変更の届出(給水区域の拡張)、②水道用水供給事業の認可取得、③第三者委託等の対応が必要となるが、水道事業者にとって事務負担が大きく、手続きに時間を要することから、迅速な水道サービスの提供ができない。よって、地理的条件等やむを得ない場合には、水道法に基づく①～③の措置によらず、業務の委託等について弾力的運用や手続きのさらなる簡素化等を図る必要がある。(水道法第10条、第24条の3、第26条)